

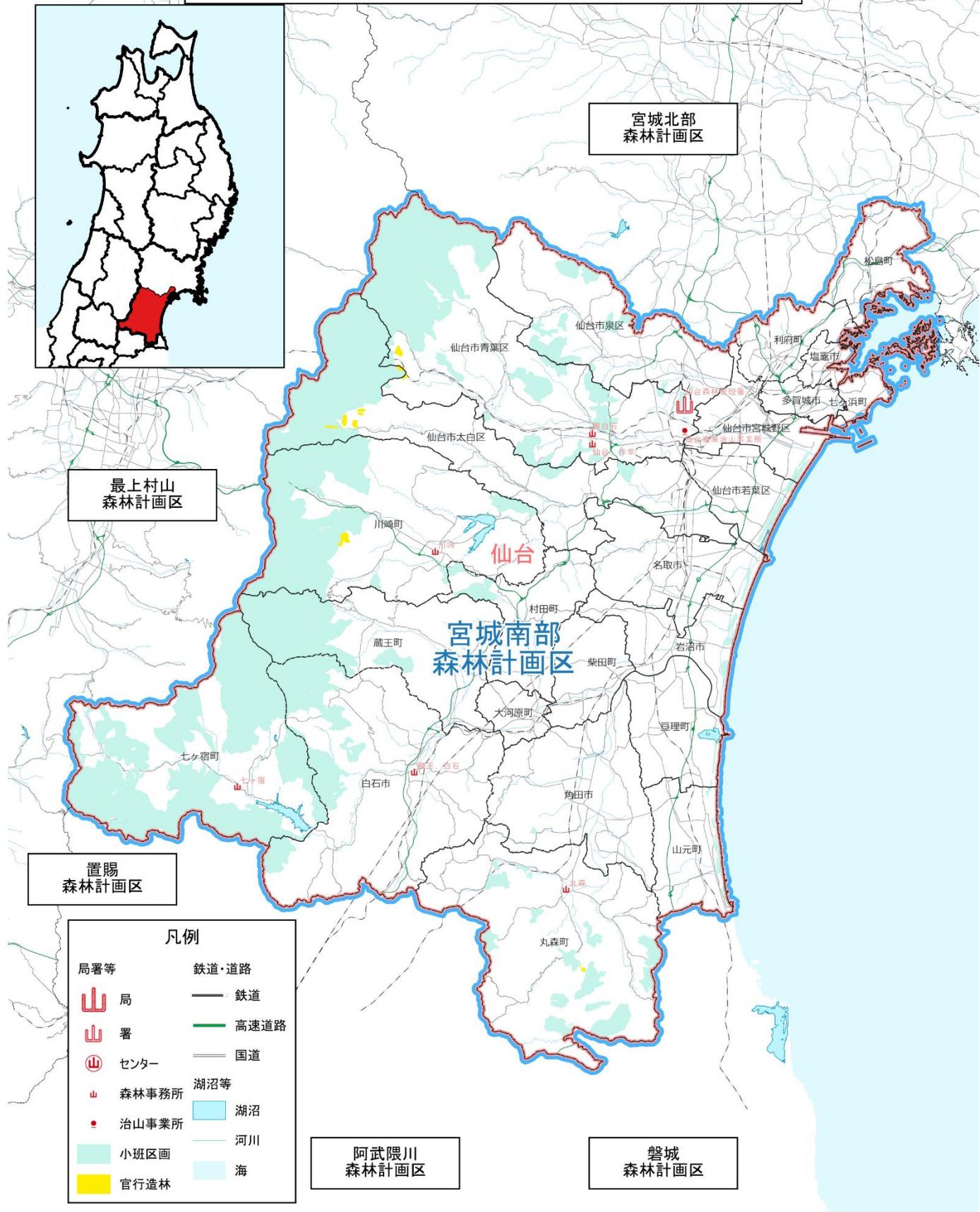
宮城南部国有林の地域別の森林計画書

(宮城南部森林計画区)

計画期間 自 令和8年4月1日
 至 令和18年3月31日

東北森林管理局

宮城南部森林計画区の位置図



0

20

40 km

目次

I	計画の大綱	1
第1	森林計画区の概況	1
1	位置	1
2	自然的背景	1
(1)	地勢	1
(2)	地質及び土壤	1
(3)	気候	1
(4)	林況	2
3	社会経済的背景	3
(1)	土地利用の現況	3
(2)	地域産業の概要	3
(3)	計画区における国有林の位置付け	3
第2	前計画の実行結果の概要及びその評価	5
第3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	6
II	計画事項	7
第1	計画の対象とする森林の区域	7
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1)	森林の整備及び保全の目標	8
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	10
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2	その他必要な事項	12
(1)	溪畔周辺の整備・保全	12
第3	森林の整備に関する事項	13
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	13
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
(2)	立木の標準伐期齢	14
2	造林に関する事項	15
(1)	人工造林に関する事項	15
(2)	天然更新に関する事項	16
(3)	その他必要な事項	16
3	間伐及び保育に関する事項	17
(1)	間伐の標準的な方法	17
(2)	保育の標準的な方法	17
4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	19
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	19
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	21
(1)	林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な	

考え方	21
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	21
(3) 林産物の搬出方法等	22
(4) その他必要な事項	22
6 森林施業の合理化に関する事項	23
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	23
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	23
(4) その他必要な事項	23
第4 森林の保全に関する事項	24
1 森林の土地の保全に関する事項	24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	25
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
2 保安施設に関する事項	25
(1) 保安林の整備に関する方針	25
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	26
(3) 治山事業の実施に関する方針	26
(4) その他必要な事項	26
3 鳥獣害の防止に関する事項	26
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	26
(2) その他必要な事項	26
4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	27
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	27
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	27
(3) 林野火災の予防の方針	27
(4) その他必要な事項	27
第5 計画量等	28
1 伐採立木材積	28
2 間伐面積	28
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	28
4 林道の開設又は拡張に関する計画	29
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	30
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	30
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	30
(3) 実施すべき治山事業の数量	31
第6 その他必要な事項	32

別紙 1 保安林の指定施業要件	39
別紙 2 自然公園における施業の方法	41
別紙 3 砂防指定地等の施業方法	42
計画事項の別表	43
別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	44
(1) 水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	44
(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45
(附) 参考資料	47
1 森林計画区の概況	48
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	48
(2) 地況（気候）	49
(3) 土地利用の現況	50
(4) 産業別生産額	51
(5) 産業別就業者数	52
2 森林の現況	53
(1) 齢級別森林資源表	53
(2) 制限林普通林別森林資源表	58
(3) 市町村別森林資源表	59
(4) 制限林の種類別面積	62
(5) 樹種別材積表	64
(6) 荒廃地の面積	64
(7) 森林の被害	65
3 林業の動向	66
(1) 森林組合及び生産森林組合の現況	66
(2) 林業事業体等の現況	69
(3) 林業労働力の概況	70
(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）	71
4 前期計画の実行状況	72
(1) 伐採立木材積	72
(2) 間伐面積	72
(3) 人工造林・天然更新別の面積	72
(4) 林道の開設又は拡張の数量	72
(5) 保安施設の数量	73
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	73
(1) 森林より森林以外へ異動	73
(2) 森林以外より森林へ異動	73
6 森林資源の推移	74
(1) 分期別伐採立木材積等	74

(2) 分期別期首資源表.....	75
7 その他	76
(1) 持続的伐採可能量.....	76
(2) その他.....	77

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は宮城県のほぼ中央部から南部に位置し、北側は宮城北部森林計画区、西側は最上村山及び置賜森林計画区、南側は磐城及び阿武隈川森林計画区に接し、東側は太平洋に臨む、仙台市をはじめとする7市12町を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は奥羽山脈に属する山岳地帯が主体をなし、その下部に散在する丘陵地帯と阿武隈山系北部の丘陵地帯及び太平洋沿岸地帯からなっている。

山岳地帯は山形県境に接する西部山岳地帯と、阿武隈川支流白石川の源流をなし福島県境に接する南部山岳地帯に分れている。

主な山岳は、北から船形山（1,500m）、面白山（1,264m）及び蔵王連峰をなす刈田岳（1,758m）、屏風岳（1,825m）、不忘山（1,705m）などがある。

蔵王連峰を中心とする火山地帯では溶岩台地や山麓傾斜地がみられるが、そのほかでは一般に地形が急峻で岩石地が多い。北部地域は起伏が大きいので斜面も長く急斜地が多いが、南部地域は比較的安定した地形となっている。

丘陵地帯は阿武隈川下流と内陸部に散在し、海拔500m以下の起伏の少ない丘陵地が大部分である。

主要河川は、北から七北田川、名取川、阿武隈川があり、多くの支流を集めて東流し、太平洋に注いでいる。

(2) 地質及び土壤

本森林計画区の地質は、奥羽山脈の標高の高い地帯は第四紀の火山噴出物の安山岩類からなり、山麓部は新第三紀の緑色凝灰岩などの凝灰岩が分布している。丘陵地帯は砂岩、泥岩が多くを占めるが、頂部は第四紀の凝灰岩と安山岩を主とする火山岩からなっている。阿武隈高地は花崗岩類で構成されている。

土壤は、西部山岳地帯の中腹から山麓にかけての一帯、名取川流域の丘陵地帯等は広く褐色森林土で占められており、蔵王山麓の台地や阿武隈山系の丘陵地帯には、黒色土が主として分布している。西部山岳地帯には標高1,000m以上の高山が連なっていることもあって、ポドゾル土壤が多い。

(3) 気候

平成27年～令和6年の10年間における気象観測データでは、最高気温は37.6°C（丸森）、最低気温は-16.3°C（新川）、年平均気温は約11～14°Cである。年間降水量は1,000～1,500mmであり、丘陵地帯及び平野部では比較的少なく、山岳地帯では多い。最深積雪

量は 59cm（新川）となっており、宮城北部森林計画区と比較して積雪は少ない。

本森林計画区は、東部太平洋岸から西部蔵王連峰にわたり、立地条件も異なることから、東部と西部とでは気象条件にかなりの違いがみられる。東部の丘陵地帯及び平野部では、本土に沿って北上する暖流の影響を受け比較的温暖であるが、西部の山岳地帯は寒冷で積雪も多い。冬季には、季節風が蔵王山麓に吹きおろし、一帯の気候を寒冷なものとしている。

（4）林況

ア 人工林

本森林計画区の国有林の人工林面積は 18 千 ha で、立木地面積 51 千 ha の 36%を占めている。

また、人工林蓄積は 4,062 千 m³で、総蓄積 10,063 千 m³の 40%を占めており、樹種別ではスギが 41%、アカマツが 28%、カラマツが 21%となっている。

齢級別人工林面積は、下図のとおり 8 齢級～11 齢級が人工林全体の 41%を占めており、10 齢級以上の人工林の割合は 82%で、主伐期に達している人工林が増加している。

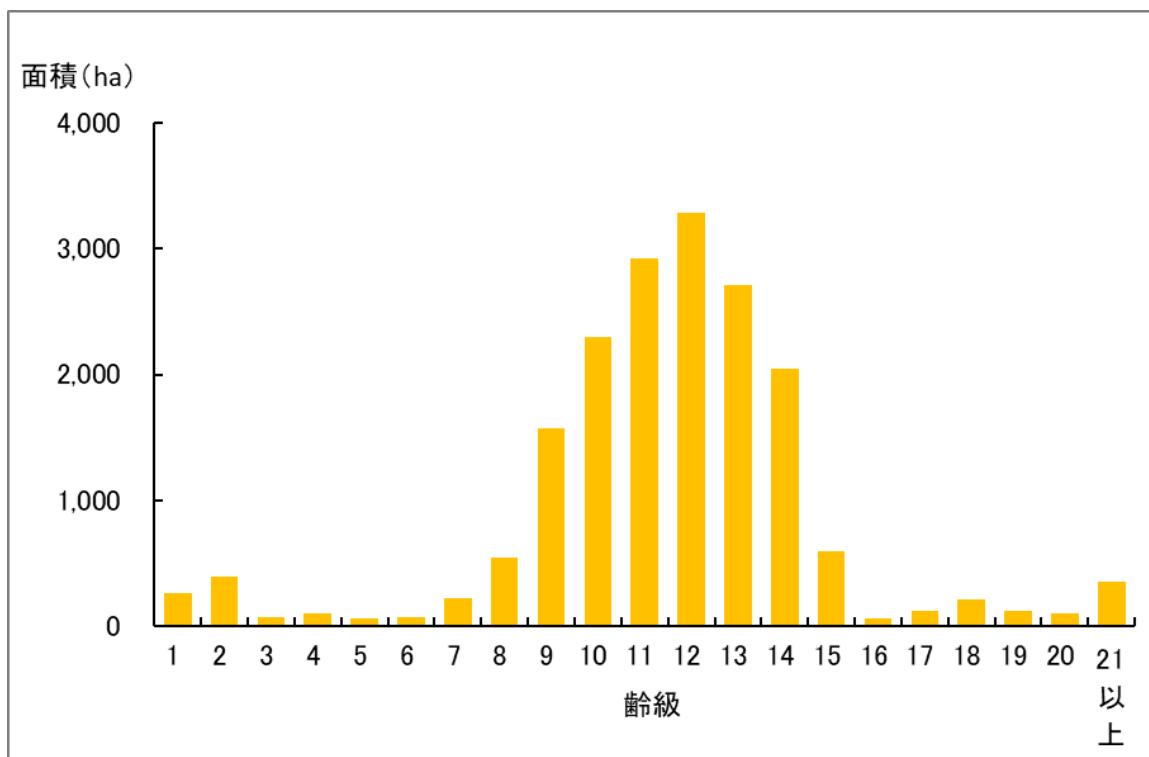


図 宮城南部森林計画区の国有林の齢級別人工林面積

(注 齢級は、林齢を 5 年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を 1 年生として、1～5 年生を「1 齢級」と数える)

イ 天然林

天然林面積は 33 千 ha で、立木地面積の 64%を占め、アカマツを主体とする針葉樹林と、ブナ、ナラ類、クヌギを主体とする広葉樹林が占めている。

3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は 278 千 ha で宮城県の総面積の 38%を占めている。土地の利用状況は、森林が 162 千 ha で本計画区面積の 58%を占め、農地が 12%（水田 8 %）、その他が 30%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は 744 千人で、その産業別の割合は第 1 次産業が 2 %、第 2 次産業が 19%、第 3 次産業が 76%である。

総生産額は約 7 兆 21 億円で、その産業別の割合は第 1 次産業が 1 %未満、第 2 次産業が 16%、第 3 次産業が 83%である。

平成 23 年 3 月に発生した平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）により広範にわたる地域が甚大な被害を受け、国の総力を挙げて震災からの復旧に向けた取組が進められている。

なお、第 1 次産業に占める林業の割合は、就業者数で 4 %、生産額では 6 %となっている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は 55 千 ha で、計画区内の土地面積 278 千 ha の 20%、森林面積 162 千 ha の 34%を占めている。

宮城県内にある 2 計画区の中で、国有林面積が小さい地域である。国有林の 91%が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備等に重要な役割を果たしている。

本森林計画区には船形山（御所山）生物群集保護林や蔵王国定公園など、優れた自然環境、森林景観を有する地域や森林レクリエーションに適した地域も多く、国民の憩いの場として国有林が広く活用されている。

また、本森林計画区に隣接する地域では木材加工施設やバイオマス発電所等が稼働しており、合板や CLT の原料のほか木質バイオマス発電用燃料等の林産物を国有林から供給することで地域経済の中で大きな役割を果たしている。



【藏王御釜】

第2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（令和3年度～令和7年度）の実行結果の概要については、次のとおりである（令和7年度は実行予定を計上している）。

伐採立木材積のうち主伐については、豪雨等による林道等の災害により事業実行を見合わせたことや、立木販売の入札不調等に伴う実施箇所の減少により、計画を下回る実績となった。

間伐については、森林整備事業の一部取りやめ等により、計画を下回る実績となった。

人工造林については、更新発生箇所は着実に更新を実施しているが、予定していた立木販売の入札不調による伐採面積の減少等により、計画を下回る実績となった。

天然更新については、豪雨等による林道等の災害により事業実行を見合わせたことで天然更新を対象とする主伐面積が減少したことにより、計画を下回る実績となった。

林道等の開設については、森林整備に必要な路網を計画したが、豪雨等による被災箇所を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の拡張については、計画箇所をおおむね実施したほか災害復旧を追加で対応したため、計画を上回る実績となった。

治山事業については、緊急性・重要性の高い被災箇所の復旧を優先したことや、保安林の整備において計画箇所の林況により事業実行を見合わせたことから、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	365 千m ³	258 千m ³ (71)
主伐	200 千m ³	122 千m ³ (61)
間伐	165 千m ³	136 千m ³ (82)
間伐面積	2,247 ha	1,431 ha (64)
造林面積	556 ha	267 ha (48)
人工造林	526 ha	248 ha (47)
天然更新	30 ha	19 ha (63)
林道等の開設又は拡張	開設： 13.3 km 拡張： 0.4 km	開設： 5.7 km (43) 拡張： 0.6 km (152)
保安林等の整備	指定： 9 ha 解除： 1 ha	指定： — ha 解除： 1 ha
水源涵養	指定： — ha 解除： 1 ha	指定： — ha 解除： 1 ha
災害防備	指定： 9 ha 解除： — ha	指定： — ha 解除： — ha
保健、風致の保存等	指定： — ha 解除： — ha	指定： — ha 解除： — ha
治山事業	41 地区	18 地区 (44)

注1 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合(%)である。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注3 「—」は該当なし。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かんよう}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎える、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造営すべき段階にある。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためにには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指していく。

本計画においては、このような基本的な考え方へ沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特性及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮する。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

○ 市町村別面積

単位 面積 : ha

市町村	面 積	備 考
総 数	55,140.08	
仙 台 市	19,545.60	仙台森林管理署
白 石 市	4,175.76	〃
名 取 市	37.02	〃
角 田 市	11.94	〃
岩 沼 市	114.92	〃
藏 王 町	4,222.67	〃
七 ケ 宿 町	15,308.13	〃
村 田 町	405.76	〃
川 崎 町	8,864.04	〃
丸 森 町	2,361.89	〃
亘 理 町	17.82	〃
山 元 町	69.64	〃
七 ケ 浜 町	4.89	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

注2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び仙台森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全域で水源涵養機能の維持増進を図る。そのため、育成単層林について適切な間伐等の実施や適確な更新の確保により健全な森林の育成に努めるとともに、花粉発生源対策の加速化・自然条件等に応じた育成複層林への誘導を推進する。地質的にぜい弱な地域等においては、特に山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進に配慮した森林整備や地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進する。

さらに、海岸林は、防風、防潮等に配慮した森林整備を推進する。

また、本森林計画区の国有林は、船形山（御所山）生物群集保護林をはじめとした原生的な天然林、希少な野生生物が生育・生息する森林も多く、奥羽山脈縦の回廊も設定している。加えて、蔵王国定公園等、森林景観の優れた地域も多く、登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されており、このような森林においては、特に生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能の維持増進に配慮して整備・保全していく。

あわせて、木材等生産機能については、上記の適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう、計画的に供給することにより發揮する。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能發揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



【蔵王不動滝（蔵王町）】

(山地災害防止機能／土壌保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



【コンクリート谷止工（丸森町）】

(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



【白石スキー場（白石市）】

(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。



【磐司岩（仙台市太白区）】

(生物多様性保全機能)

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。



【船形山（御所山）生物群集保護林

(仙台市泉区)】

(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が大きい森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



【小屋沢山国有林（川崎町）】

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能^注を総合的かつ高度に發揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する諸機能が發揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に發揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化等にも配慮する。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靭化対策を推進する。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林G I Sの効果的な活用を図る。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を下表のとおり定める。

注： 本森林計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</p> <p>また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に發揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
生物多様性保全機能	<p>森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現況	計画期末
面積	育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為※ ₁ により成立させ維持される森林	18,295.91	17,121.56
	育成複層林 森林を構成する林木を帶状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層※ ₂ を構成する森林として人為により成立させ維持される森林	740.58	1,677.18
	天然生林※ ₃ 主として天然力※ ₄ を活用することにより成立させ維持される森林	31,832.26	31,868.17
	森林蓄積 (ha当たり)	197.81	216.99

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※4 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努める。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業に当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の目的の達成に必要な施業を行う。

施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案しつつ、以下を標準的な方法として実施する。

なお、伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連たん等を十分考慮する。特に林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないよう、伐採の適否、伐採方法及び搬出方法を決定する。

ア 育成单層林へ導くための施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

（ア）主伐に当たっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。

また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

（イ）主伐の時期は、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採する。

また、伐期の長期化を行う場合は、標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

イ 育成複層林へ導くための施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行う。また、下層木の生育条件等を踏まえ、帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮する。

(ア) 複層伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(イ) 抜伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

ウ 天然生林へ導くための施業を行う森林

気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施する。

(ア) 複層伐（天然更新型）又は皆伐による場合は、伐採率、伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

(イ) 抜伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率及び繰り返し期間による。

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮する。

(エ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として下表のとおり定める。

単位 林齢：年

地 区	樹 種						
	針 葉 樹					広 葉 樹	
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他	クヌギ	その他
全域	35	40	35	30	40	10	20

注 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定め、保安林の伐採規制等に用いられる

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行う。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壤等の自然条件に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

イ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図るため、末木枝条の存置状況、植生、地形等に応じ、地拵を行わないことも考慮に入れつつ、適切な作業方法により効率的な実施に努める。

有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成していく。

(イ) 植付

気象条件及び苗木の生理に十分配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期適作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が期待できるよう実施する。

なお、乾燥に強く、植栽功程を削減できる等の特性を持つコンテナ苗及び花粉の少ない苗木を優先して使用する。

(ウ) 植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とするが、地位等の立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成立状況等に応じて調整するほか、効率的な施業実施の観点からも、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、もって人工造林の低コスト化に努める。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

なお、複層林施業については、上記の本数に複層伐の伐採率を乗じて得られる本数とする。

単位：本／ha

樹種	植栽本数
スギ	2,000～3,000
カラマツ	1,500～2,500
ヒノキ	2,500～3,000
ヒバ	1,500～3,000

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ヒバ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施することが必要かつ適當な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施業を行う。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずる。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所において行う。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所において必要な本数を植栽する。

(3) その他必要な事項

主伐後の着実な再造林を図るため、上記のほか、伐採と造林の一貫作業に努め、成長に優れたエリートツリー等の苗木の採用等により効率的な森林施業を推進する。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の方法

間伐の方法は、列状間伐又は単木的に選木を行う定性間伐とするが、間伐の効率性や作業の安全性を考慮し、原則として列状間伐による。

イ 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木の樹高がおおむね 9 m、かつ収量比数がスギで 0.60 以上、アカマツで 0.70 以上、カラマツで 0.65 以上とする。

ただし、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は、これらの目安に満たない林分においても、間伐の実施について考慮する。

ウ 間伐の繰り返し期間

間伐の繰り返し期間の目安は、おおむね 10 年（ただし、カラマツにあっては 8 年）とするが、経過年数のみで判断せず、林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定する。

エ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね 10 年前（ただし、カラマツにあっては 8 年前）とする。

オ 間伐率

材積間伐率は 35% を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数、方法、施業の省力化等を十分検討の上、適切に行う。

ア 作業方法

(ア) 下刈

造林木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法（全刈り、筋刈り、坪刈り等）を採用し、効率的な作業を行うこととし、下刈は造林木の高さが雑草木の高さに満たない場合に実施し、造林木の高さが雑草木と同等以上の場合は作業を見合わせる。下刈終期の目安は樹種、植生の種類によって異なるが、造林木の高さが雑草木の高さを上回り、以降造林木の生育に支障がなくなったと認められる時期とする。

(イ) つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施する。なお、つる類、かん木類の発生状況を勘査して極力除伐作業と同時に行う。

(ウ) 除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来生育の見込みのない形質不良な造林木の除去を目的として行う。

豪雪地帯においては、雪害の危険があるので造林木と侵入木の相互の配置状況を考慮し急激な疎開は避ける。

イ 作業時期

作業別の作業時期の目安は下表のとおりとする。

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	<	→													
	つる切・除伐						<	→								
アカマツ	下刈	<	→													
	つる切・除伐						<	→								
カラマツ	下刈	<	→													
	つる切・除伐						<	→								

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、以下の方に従い、別表1（p. 44 参照）のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等についてはこの限りでない。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林にあっては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、対象森林に関する自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進する。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健

文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、「（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」を踏まえ、林道及び森林作業道を適切に組み合わせて整備（既設路網の改良を含む。）する。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	69	287
うち林業専用道を含む路線	10	20

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、令和7年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下表に示す路網密度を目安に森林作業道と一体となった路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度 : m/ha

	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 <50> 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 <15> 以上	15 以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

注3 「急傾斜地」の<>は、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に選択する。特に地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線にするなど十分配慮する。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの対策を講じる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、民有林と連絡調整を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努める。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業の推進を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有し、適切な生産管理に取り組むなど経営感覚に優れた林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体质強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等、一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の経営基盤の強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資する。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への契約時における労働安全衛生対策に関する法令等遵守の指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうるよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、高性能林業機械を活用した作業システムへの移行は着実に広まりつつあるが、労働生産性の向上、生産コストのさらなる縮減等に向けて、普及定着の強化に努めていく必要がある。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供、生産性向上に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努める。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国有林材の安定供給システムによる販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した木材製品を供給し得る体制の確立に民有林と連携しながら取り組む。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託することとなっていることから、国有林野事業としても、事業委託に際してはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力のある林業経営者の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するため、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組む。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		49, 690. 27		
仙 台 市	2~4, 6~17, 29~36, 42~50, 52~56, 58~61, 101~191	18, 049. 44	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
白 石 市	322~2, 324, 326, 328~331, 333, 334, 336~340, 380~382, 406	2, 220. 30		
蔵 王 町	301~310, 313~319	3, 392. 40		
七ヶ宿 町	341~372, 374~379, 383~402, 409~422	14, 879. 46		
村 田 町	68, 69, 95~97	379. 85		
川 崎 町	62~66, 70, 73, 192~241	8, 745. 09		
丸 森 町	501~519, 521~524	2, 023. 73		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

単位 面積 : ha

区分	森林の所在	面 積(ha)	搬出方法
総 数		488.37	
市町村別内訳	仙台市	52, 53, 57, 136-2, 140~146, 164, 167	318.50
	蔵王町	318	37.82
	七ヶ宿町	349, 351, 358, 377, 384, 388, 392, 393, 400, 413, 414, 416, 417	117.44
	川崎町	65, 222, 231, 237	10.23
	丸森町	518, 523, 524	4.38

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘査して、実施地区の選定を行う。

土石の切取り、盛土その他土地の形質の変更を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設ける。また、他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずる。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していく。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行う。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養^{かん}、災害の防備の目的を達成するため、森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときに指定する。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、II-第2-1に定める「森林の整備保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

- ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壤の保全強化
- ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、渓流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減
- エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組と連携を図る。

これらのハード対策と併せて山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視及び指導の徹底を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

該当なし。

(2) その他必要な事項

該当なし。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病害虫等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行う。

特に、松くい虫及びナラ枯れ被害については、海岸防災林植栽箇所や蔵王国定公園内でも確認されていることから、被害拡大防止に向け引き続き監視していくとともに、関係機関と情報を共有し、連携して防除対策を講じる。

さらに、宮城蔵王におけるオオシラビソの立枯れ被害については、面的な広がりが収まりつつあるものの、関係機関と連携した被害状況のモニタリングの実施等を引き続き行う。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

鳥獣害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害の把握に努め、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進する。

特に、ニホンジカについては近年その生息域が拡大している。今後、森林の有する公益的機能への影響を踏まえ、地方公共団体等との連携を図りつつ、生息状況や被害の動向、地域の実情により必要に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等、植栽木等の保護措置等による被害防止対策に取り組む。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、地元住民、地方公共団体、ボランティア等と連携し、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施する。

特に、気象情報や林野火災注意報・警報等については、職員、請負事業者、立木買受者、各種協定締結者や入林者等に対して入林前に発令状況を確認するよう指導し、火災予防の徹底に努める。

また、森林の防火機能の向上に向けて、引き続き多様な森林づくりや保護樹帯の設置、適切な路網整備や路網の維持修繕・管理に努める。

(4) その他必要な事項

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、標識設置等を行う。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積 : 千m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	565 (155)	490 (155)	75 (0)	231 (154)	168 (154)	63 (0)	334 (1)	321 (1)	13 (0)
前半5カ年の計画量	271 (105)	224 (105)	47 (0)	105 (105)	64 (105)	41 (0)	166 (0)	160 (0)	6 (0)

注1 各区分、下段の()内が契約に基づく伐採材積、上段がそれ以外の伐採材積を表す。

注2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

2 間伐面積

単位 面積 : ha

区 分	間伐面積
総 数	5,029
前半5カ年の計画量	2,707

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積 : ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	571	354
前半5カ年の計画面積	323	136

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長: km 面積: ha

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5力 年の計 画箇所	対 図 番 号	備考		
開設	自動 車道	林 業 專 用 道	仙台市	大堤	1.5	169	○	1			
				蒲沢山支線	0.7	35	○	2			
				蒲沢山第二	0.4	19	○	3			
				小屋森	0.7	126		4			
				岩元山	1.8	372		5			
				北山第一	1.0	258		6			
			小計	6 路線	6.1						
			白石市	明戸支線	0.7	576	○	7			
				二ツ森山	0.8	102		8			
				ユキトリ沢	2.7	450		9			
				小計	3 路線	4.2					
			七ヶ宿町	大野沢	2.2	429	○	10			
				黒滝沢	1.2	94	○	11			
				小計	2 路線	3.4					
			丸森町	青葉	0.5	484	○	12			
				小計	1 路線	0.5					
合計				12 路線	14.2						
	前半5力年の計画量			7 路線	7.2						
拡張	自動車道 (改良)	林 道	仙台市	横川	0.1		○				
				二口	0.1		○				
				熊沢	0.4						
				小計	3 路線	0.6					
			蔵王町	青麻	0.0		○				
				小計	1 路線	0.0					
			七ヶ宿町	田堀沢	0.1		○				
				鳥川	0.1						
				とうがい森	0.1						
				小計	3 路線	0.3					
				丸森町	青葉	0.0		○			
			小計	1 路線	0.0						
合計				8 路線	1.0						
	前半5力年の計画量			5 路線	0.4						

注1 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

注2 「0.0」は0.05km未満。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面 積	備 考	
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	49,939.23	49,939.23	
水源涵養のための保安林	42,463.18	42,463.18	
災害防備のための保安林	7,142.70	7,142.70	
保健、風致の保存等のための保安林	2,962.21	2,962.21	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定/ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積	指定又は 解除を必要 とする理由
		市 町 村	区 域 (林 班)		
解 除	総 数			0.05	0.05
	水源涵養	七ヶ宿町	377	0.05	0.05 公益上の理由

注 種類欄の保安林の略称は以下のとおり。

水源涵養=水源涵養のための保安林

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施工地区数 前半5カ年の計画	主な工種	単位 地区	
市町村	区 域 (林 班)				
仙台市	8, 43, 53, 55, 58, 61, 87, 88, 105, 106, 107, 108, 134, 135-1, 135-2, 137, 138, 149, 160, 164	20	9	渓間工 山腹工 補植・下刈 つる切・除伐 本数調整伐	
白石市	336, 338	2	0	渓間工	
名取市	89	1	1	補植・下刈 つる切・除伐 本数調整伐	
岩沼市	90, 91, 92	3	3	補植・下刈 つる切・除伐 本数調整伐	
蔵王町	312, 313	2	2	渓間工	
七ヶ宿町	347, 348, 349, 352, 357, 358, 374, 375, 377, 385, 397, 400, 416, 417, 418	15	6	渓間工 本数調整伐	
川崎町	193, 199, 216, 227, 233, 235, 237	7	3	渓間工	
丸森町	501, 502, 503, 508, 513, 514, 518, 522	8	4	渓間工 山腹工 本数調整伐	
亘理町	98, 99	2	2	補植・下刈 つる切・除伐 本数調整伐	
山元町	99, 100	2	2	補植・下刈 つる切・除伐 本数調整伐	
七ヶ浜町	86	1	1	補植・下刈 つる切・除伐 本数調整伐	
合計		63	33		

第6 その他必要な事項

○ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
水かん	仙台市	2~4, 6~17, 29~36, 42~50, 53, 54, 58~61, 101~191	17,742.41	別紙1のとおり	定特1	646.54
	白石市	333, 334, 336~340, 380~382	1,739.84		定特2	1,342.08
	蔵王町	313, 314, 318, 319	791.54		定特3	505.24
	七ヶ宿町	341~348, 360~372, 374~379, 383~394, 396~402, 409~422	11,386.96		県特1	1,926.43
	村田町	68, 69, 95~97	378.36		県特2	2,864.60
	川崎町	62~66, 70, 73, 192~236, 238~241	8,517.38		県特3	6,854.47
	丸森町	501~519, 521, 523, 524	1,914.33		史名天	101.97
	小計		42,470.82		県緑環	635.76

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
土流	白石市	324, 326, 328~331	465.10	別紙1のとおり	定特保	102.06
	蔵王町	301~310, 315~317	2,589.73		定特1	362.80
	七ヶ宿町	348~359	3,208.59		定特3	0.24
	川崎町	237	182.94		鳥保持	102.06
	小計		6,446.36		保健	1,738.60
土崩	仙台市	53, 55, 141-1, 143, 144, 146	63.90		定特保	1,258.33
	七ヶ宿町	393, 400, 413, 414	21.46		定特1	901.17
	丸森町	518	9.86		定特2	219.30
	小計		95.22		定特3	210.93
					砂指	2.80
潮害	仙台市	87, 88	171.27		鳥保持	1,258.33
	名取市	89	36.40		保健	740.76
	岩沼市	90~92	108.46		定特保	699.77
	亘理町	98, 99	17.73		定特1	384.09
	山元町	99~100	67.75		定特2	698.58
	七ヶ浜町	86	4.64		定特3	1,426.15
	小計		406.25		鳥保持	673.78
					保健	182.94
					砂指	1.93
					県特2	20.10
					県特3	19.30
					鳥保持	21.15
					砂指	0.45
					県特2	2.39
					県特3	7.47
					砂指	0.71
					保健	146.54
					鳥保持	10.08
					史名天	4.64

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
干害	七ヶ宿町	341	89.12	別紙1のとおり	
	丸森町	509	44.56		県特1 14.96
	小計		133.68		県特2 6.33
なだれ	仙台市	159~161, 164~167	56.59		県特3 23.27
	小計		56.59		
保健	仙台市	22~24, 56, 78, 79, 83, 87, 88	468.17		潮害 146.54 鳥保特 56.31 県緑環 227.82
	蔵王町	301~307, 309, 310	1,738.60		土流 1,738.60 定特保 942.06 定特1 743.75 定特2 52.79 砂指 2.80 鳥保特 942.06
	七ヶ宿町	353~356	740.76		土流 740.76 定特保 389.72 定特1 79.98 定特2 271.06 鳥保特 462.73
	小計		2,947.53		
	角田市	525	10.74		県環特 10.74
風致	小計		10.74		
	計(実面積)		49,939.23		
砂指	仙台市	52	0.19	別紙3のとおり	
	蔵王町	301, 302, 304	4.78		土流 2.80 保健 2.80 定特1 4.78
	七ヶ宿町	393, 394, 396, 397, 400	3.46		土崩 0.45
	村田町	96	3.84		水かん 3.84
	川崎町	62, 203, 204, 222, 232, 235, 237	12.91		水かん 5.55 土流 1.93 定特1 4.62 定特2 3.73
	丸森町	501~503, 506, 508, 512~514, 518, 519, 521, 524	17.91		土崩 0.71 県特2 6.99 県特3 0.72
	計		43.09		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
定特保	白石市	329～331	102.06	別紙2のとおり	土流	102.06
	蔵王町	302～305, 307, 310, 317	1,262.78		鳥保持	102.06
	七ヶ宿町	348～356	706.40		土流	1,258.33
	川崎町	218, 219, 236	632.51		保健	942.06
	小計		2,703.75		鳥保持	1,262.78
定特1	仙台市	175～181, 184, 186～188, 191	648.81		土流	699.77
	白石市	324, 326, 329～331, 407	370.64		保健	389.72
	蔵王町	301, 302, 304, 306, 308, 309, 315	954.79		鳥保持	599.55
	七ヶ宿町	348～353	403.29		水かん	632.43
	川崎町	207～210, 213～216, 218, 231, 234, 235	774.00		鳥保持	514.05
	小計		3,151.53			
定特2	仙台市	176, 179, 180, 182～185, 187～190	1,342.48		水かん	646.54
	白石市	324, 326, 329, 330	170.69		史名天	102.57
	蔵王町	301, 302, 308, 312, 313, 315, 316	473.67		土流	362.80
	七ヶ宿町	348～358	755.03		土流	901.17
	川崎町	195, 196, 201, 206～210, 213～220, 228～234, 237, 239, 240	2,530.77		保健	743.75
	小計		5,272.64		砂指	4.78
					水かん	18.50
					土流	384.09
					保健	79.98
					鳥保持	81.02
					水かん	764.97
					砂指	4.62
					水かん	1,342.08
					水かん	20.41
					土流	219.30
					保健	52.79
					水かん	22.57
					土流	698.58
					保健	271.06
					水かん	2,341.31
					土流	182.94
					砂指	3.73

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
定特3	仙台市	177~179, 181, 186, 187 仙台市秋保12	533.19	別紙2のとおり	水かん 505.24 史名天 21.34
	白石市	321~2, 322~2, 323~328, 330, 331, 404~407	1,478.86		土流 0.24
	蔵王町	306, 308, 311~316, 320, 321~1, 322~1	1,196.32		水かん 500.14 土流 210.93
	七ヶ宿町	348~354, 358, 359	1,596.74		水かん 148.71 土流 1,426.15
	川崎町	194~196, 201, 209, 213~217, 227, 228, 239~241	1,348.68		水かん 1,343.61
	小計		6,153.79		
計			17,281.71		
県特1	仙台市	105, 106, 109, 114, 115, 122, 123, 125~127, 129, 130~1, 130~2, 131, 132, 142~2, 146, 150, 151, 157, 158, 162, 163, 167, 173, 176	1,931.52		水かん 1,926.43
	丸森町	507, 509, 518	42.78		水かん 26.40 干害 14.96
	小計		1,974.30		
県特2	仙台市	101~106, 122, 123, 124~1, 124~2, 125~127, 130~1, 130~2, 131, 132, 140, 141~1~142~2, 144, 146, 149, 150, 157~167, 170, 173, 175, 176	2,972.75		水かん 2,864.60 土崩 20.10 雪崩 56.59
	丸森町	506, 509, 518, 523, 524	30.28		水かん 13.05 土崩 2.39 干害 6.33 砂指 6.99
	小計		3,003.03		

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)	
	市町村	区域(林班)				
県特3	仙台市	101~106, 108~110, 112~118, 119~1, 119~2, 120, 121~1, 121~2, 124~2, 126, 128, 129, 130~1, 134, 135~1, 135~2, 136~1, 136~2, 137~140, 141~1, 141~2, 142~1, 142~2, 143~146, 148~150, 152~156, 159~161, 165, 166, 168~173, 175, 仙台市宮城4, 仙台市秋保7, 9~11	7, 134. 99	別紙2のとおり	水かん 6, 854. 47 土崩 19. 30	
	丸森町	509, 518, 523, 524	189. 26			
	小計		7, 324. 25			
計			12, 301. 58			
県環特	角田市	525	11. 94	別紙3のとおり	風致 10. 74	
計			11. 94			
鳥保持	仙台市	55, 56, 88	124. 74		土崩 21. 15 潮害 10. 08 保健 56. 31	
	白石市	329~331	102. 06		土流 102. 06 定特保 102. 06	
	蔵王町	302~305, 307, 310, 317	1, 262. 78		土流 1, 258. 33 保健 942. 06 定特保 1, 262. 78	
	七ヶ宿町	348~356	680. 57		土流 673. 78 保健 462. 73 定特保 599. 55 定特1 81. 02	
	村田町	95, 96	61. 13		水かん 61. 13	
	川崎町	236	514. 05		水かん 513. 97 定特保 514. 05	
計			2, 745. 33			
史名天	仙台市	184, 187, 仙台市秋保12	123. 91		水かん 101. 97 定特1 102. 57 定特3 21. 34	
	七ヶ浜町	86	4. 89		潮害 4. 64	
計			128. 80			
県緑環	仙台市	21~24, 26~28, 41~50, 57~61, 83	1, 405. 43		水かん 635. 76 保健 227. 82	
計			1, 405. 43			

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん=水源かん養保安林	定特1=国定公園第1種特別地域
土 流=土砂流出防備保安林	定特2=国定公園第2種特別地域
土 崩=土砂崩壊防備保安林	定特3=国定公園第3種特別地域
潮 害=潮害防備保安林	県特1=県立自然公園第1種特別地域
干 害=干害防備保安林	県特2=県立自然公園第2種特別地域
なだれ=なだれ防止保安林	県特3=県立自然公園第3種特別地域
保 健=保健保安林	県環特=県自然環境保全地域特別地区
風 致=風致保安林	鳥保特=鳥獣保護区特別保護地区
砂 指=砂防指定地	史名天=史跡名勝天然記念物
定特保=国定公園特別保護地区	県緑環=県緑地環境保全地域

- 2 保安林の計（実面積）は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養保安林等の内訳の合計に合致しない。
- 3 森林の所持の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

別紙1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>(2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。</p> <p>(3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p> <p>(4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>(1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>(2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>1 主伐に係るもの</p> <p>(1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>(2) 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>(3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p>

事 項	基 準
2 伐採の限度	<p>(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>2 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の 10 分の 3.5 を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第 1 号 2 (1) の樹冠疎密度が 10 分の 8 を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
3 植 栽	<p>1 方法に係るもの</p> <p>満 1 年以上の苗を、おおむね、1 ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して 2 年以内に植栽するものとする。</p> <p>3 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

別紙2 自然公園における施業の方法

区分	施業の方法
特別保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第1種特別地域	<p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第2種特別地域	<p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙3 砂防指定地等の施業方法

区分	施業の方法
砂防指定地	「砂防指定地等管理条例」（平成15年3月20日宮城県条例第42号）で定めるところによる。
県自然環境保全地域 特別地区及び 県緑地環境保全地域	「自然環境保全条例」（昭和47年7月15日宮城県条例第25号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）で定めるところによる。
史跡名勝天然記念物	文化財保護法（昭和25年法律第214号）で定めるところによる。

計画事項の別表

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）		面積	施業方法
総数			54,863.33	
市 町 村 別 内 訳	仙台市	2~17, 21~36, 40~50, 52~61, 77~81, 83, 86~88, 101~191	19,341.84	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (抾伐) (抾伐以外)
	白石市	321-2, 322-2, 323~331, 333~340, 380~382, 404~407	4,175.76	
	名取市	89	37.02	
	角田市	525	11.94	
	岩沼市	90~92	114.92	
	蔵王町	301~320, 321-1, 322-1	4,222.67	
	七ヶ宿町	341~372, 374~379, 383~402, 408~422	15,308.13	
	村田町	68, 69, 95~97	405.76	
	川崎町	62~66, 70, 73, 192~241	8,800.65	
	丸森町	501~519, 521~524	2,352.29	
	亘理町	98, 99	17.82	
	山元町	99~100	69.64	
	七ヶ浜町	86	4.89	

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の所在 (林班)	面積	施業方法	
総 数		17,211.07		
市 町 村 別 内 訳	仙台市	25, 52, 53, 55~57, 102~112, 115, 119~1, 120~121~2, 124~2, 128, 133, 134, 136~2, 137, 140~155, 157~168, 170, 174	4,256.51	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (抾伐) (抾伐以外)
	白石市	324, 326, 328~331, 337, 338, 404	670.92	
	名取市	89	37.02	
	岩沼市	90~92	114.92	
	蔵王町	301~310, 315~318, 320	2,742.13	
	七ヶ宿町	341, 343, 344, 346, 348~365, 367~372, 377~379, 384~386, 388, 389, 392~398, 400, 411~417, 421, 422	5,952.18	
	村田町	68, 96, 97	221.09	
	川崎町	62, 64~66, 196, 201, 203, 204, 206~209, 211, 214~220, 222~228, 230~235, 237	2,623.72	
	丸森町	501~503, 505, 506, 508~514, 518, 519, 521~524	505.12	
	亘理町	98, 99	17.82	
	山元町	99, 100	69.64	

注 森林の所在の詳細 (林小班) については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の所在 (林班)	面積	施業方法
総 数		235.01	
市 町 村 別 内 訳	名取市	89	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業
	岩沼市	90~92	
	亘理町	98, 99	
	山元町	99, 100	

注 森林の所在の詳細 (林小班) については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

区分	森林の所在 (林班)		面積	施業方法
総数			22,818.24	
市 町 村 別 内 訳	仙台市	2~5, 9~16, 21~24, 26~36, 40~50, 55~61, 77~81, 83, 86~88, 101~106, 108, 109, 113~115, 121~1, 122~127, 129~132, 142~2, 146, 149~151, 153~158, 160, 162, 163, 166, 167, 173, 175~191	10,019.71	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	白石市	321~2, 322~2, 323~331, 337~340, 380~382, 404~407	2,342.04	
	角田市	525	11.94	
	蔵王町	301~317	3,382.08	
	七ヶ宿町	348~356, 366, 367, 369, 372, 374~379, 384, 385, 393~395, 398, 399, 409~411, 419	3,346.10	
	村田町	68, 69, 95, 96	173.12	
	川崎町	70, 194, 195, 207~210, 213~220, 229, 234~236, 238~241	3,495.58	
	丸森町	507, 509, 518	42.78	
	七ヶ浜町	86	4.89	

注 森林の所在の詳細 (林小班) については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

(附) 參考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区分	区域面積 ①	森林面積			森林比率 ②／①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	278, 327	162, 307	55, 140	107, 166	58
仙 台 市	78, 635	45, 026	19, 546	25, 480	57
塩 竈 市	1, 738	219	—	219	13
白 石 市	28, 648	18, 945	4, 176	14, 769	68
名 取 市	9, 818	2, 700	37	2, 663	28
角 田 市	14, 753	5, 571	12	5, 559	38
多 賀 城 市	1, 969	34	—	34	2
岩 沼 市	6, 045	1, 364	115	1, 249	23
藏 王 町	15, 283	9, 407	4, 223	5, 184	62
七 ケ 宿 町	26, 309	24, 041	15, 308	8, 733	91
大 河 原 町	2, 499	712	—	712	29
村 田 町	7, 838	4, 147	406	3, 741	53
柴 田 町	5, 403	1, 898	—	1, 898	35
川 崎 町	27, 077	21, 278	8, 864	12, 414	79
丸 森 町	27, 330	19, 116	2, 362	16, 754	70
亘 理 町	7, 360	1, 028	18	1, 010	14
山 元 町	6, 458	2, 022	70	1, 953	31
松 島 町	5, 356	2, 518	—	2, 518	47
七 ケ 浜 町	1, 319	186	5	181	14
利 府 町	4, 489	2, 094	—	2, 094	47

資料 区域面積は、国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調」による。

注1 森林面積は、国有林（林野庁所管）、民有林とも森林計画対象森林面積を計上。国有林には官行造林地を含む。

2 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

3 「—」は該当なし。

(2) 地況（気候）

単位 気温：℃ 降水量：mm 積雪量：cm

観測地	気温			年間降水量	最深積雪量	備考
	最高	最低	年平均			
白石	36.9	-10.6	12.8	1,270	24	
丸森	37.6	-15.6	13.2	1,214	—	
仙台	37.3	-7.6	13.8	1,217	23	
新川	35.4	-16.3	11.0	1,523	59	
塩釜	35.8	-9.6	12.9	1,087	—	
亘理	35.2	-11.1	13.2	1,134	—	
蔵王	37.3	-9.8	13.3	1,032	12	

資料 気象庁（2015～2024年）による。

注1 気温の年平均及び年間降水量は2015～2024年までの10カ年平均。

2 「—」はデータなし。

(3) 土地利用の現況

単位 面積 : ha

区分	総 数	森 林	農 地			その他の面積
			総 数	うち田	うち畠	
総 数	278,327	162,307	32,886	23,500	9,378	83,134
仙 台 市	78,635	45,026	5,810	4,610	1,190	27,799
塩 竈 市	1,738	219	21	12	9	1,498
白 石 市	28,648	18,945	2,840	1,560	1,290	6,863
名 取 市	9,818	2,700	2,810	2,260	548	4,308
角 田 市	14,753	5,571	4,150	3,230	921	5,032
多 賀 城 市	1,969	34	311	281	30	1,624
岩 沼 市	6,045	1,364	1,500	1,230	264	3,181
蔵 王 町	15,283	9,407	1,960	907	1,050	3,916
七 ケ 宿 町	26,309	24,041	490	250	240	1,778
大 河 原 町	2,499	712	570	430	140	1,217
村 田 町	7,838	4,147	1,180	813	363	2,511
柴 田 町	5,403	1,898	879	728	151	2,626
川 崎 町	27,077	21,278	1,560	1,080	486	4,239
丸 森 町	27,330	19,116	2,240	1,260	983	5,974
亘 理 町	7,360	1,028	3,220	2,460	752	3,112
山 元 町	6,458	2,022	1,910	1,250	665	2,526
松 島 町	5,356	2,518	917	796	121	1,921
七 ケ 浜 町	1,319	186	143	108	35	990
利 府 町	4,489	2,094	375	235	140	2,020

資料 農地は農林水産省統計部「耕地面積調査（令和6年）」による。

注 単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計は必ずしも合致しない。

(4) 産業別生産額

単位 百万円

区分	総生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
総 数	7,002,145	31,295	22,708	1,914	6,673	1,148,610	5,832,057
仙 台 市	5,156,634	3,602	3,254	326	22	496,019	4,664,243
塩 竈 市	171,921	6,081	0	2	6,079	34,257	131,824
白 石 市	137,232	2,378	2,159	217	2	67,359	67,687
名 取 市	284,483	1,437	1,338	50	49	68,113	215,332
角 田 市	214,748	2,348	2,225	123	0	155,552	57,149
多 賀 城 市	178,698	249	249	0	0	32,072	146,627
岩 沼 市	170,971	1,061	1,050	11	0	51,840	118,309
蔵 王 町	46,742	2,439	2,321	110	8	16,300	28,069
七 ケ 宿 町	4,641	539	402	137	0	946	3,163
大 河 原 町	88,883	465	460	5	0	20,245	68,298
村 田 町	43,499	581	513	68	0	22,280	20,699
柴 田 町	150,463	495	458	37	0	75,766	74,413
川 崎 町	26,993	1,772	1,403	369	0	8,382	16,877
丸 森 町	42,521	2,371	2,026	345	0	24,120	16,090
亘 理 町	84,685	2,931	2,775	8	148	29,295	52,577
山 元 町	38,337	1,508	1,399	39	70	13,385	23,498
松 島 町	33,967	335	270	24	41	5,966	27,714
七 ケ 浜 町	33,267	419	169	4	246	4,455	28,439
利 府 町	93,460	284	237	39	8	22,258	71,049

資料 宮城県「市町村民経済計算（令和4年度）」による。

注1 「0」は百万円未満。

2 四捨五入の関係により、第1次産業の総額と内訳の各項目の合計値が合致しない場合がある。

3 総生産は税の控除等により、各産業別生産額の合計値と合致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人

区分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総 数	農 業	林 業	漁 業		
総 数	743,862	13,522	12,315	539	668	141,976	568,185
仙 台 市	502,190	3,853	3,579	188	86	77,560	406,208
塩 竈 市	23,351	243	89	7	147	5,511	17,001
白 石 市	15,899	830	773	55	2	5,147	9,293
名 取 市	36,275	1,111	1,083	12	16	7,720	26,548
角 田 市	13,381	985	951	32	2	4,878	7,089
多 賀 城 市	28,387	287	256	9	22	5,604	21,613
岩 沼 市	20,205	442	432	5	5	5,188	13,742
蔵 王 町	5,737	772	743	18	11	1,722	3,169
七 ケ 宿 町	613	130	103	26	1	130	353
大 河 原 町	11,052	294	270	24	—	3,509	7,191
村 田 町	5,234	360	341	19	—	1,795	3,046
柴 田 町	18,135	405	381	22	2	5,885	11,697
川 崎 町	4,393	421	353	60	8	1,426	2,515
丸 森 町	5,734	696	656	38	2	2,093	2,655
亘 理 町	15,987	1,115	1,041	7	67	4,874	9,638
山 元 町	5,531	673	643	5	25	1,659	3,072
松 島 町	6,182	328	269	9	50	1,234	4,565
七 ケ 浜 町	8,608	267	57	—	210	2,202	6,115
利 府 町	16,968	310	295	3	12	3,839	12,675

資料 総務省統計局「令和2年国勢調査」による。

注1 「—」は該当なし。

2 総数には「不詳」を含むため、内訳の合計と総数は合致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

面積: ha, 材積: 立木は千m³ 立竹は千束, 成長量: 千m³

区分			総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級					
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量			
総数			55,135.88	10,063	108	279.76			396.50			73.67	3	1	108.21	8	1			
立木地	人工林	総数	50,868.75	10,063	108	279.76			396.50			73.67	3	1	108.21	8	1			
			針	20,112.28	4,200	54	257.31			387.91			69.78	3		98.65	8	1		
			広	30,756.47	5,862	54	22.45			8.59			3.89			9.56				
		総数	18,100.89	4,062	53	257.31			394.82			67.64	3		100.45	8	1			
			針	17,776.07	3,788	51	257.31			386.53			63.75	3		98.65	8	1		
			広	324.82	273	3				8.29			3.89			1.80				
	育成複層林	育成単層林	総数	18,060.40	4,055	53	228.15			392.62			67.64	3		100.45	8	1		
			針	17,737.94	3,782	51	228.15			384.33			63.75	3		98.65	8	1		
			広	322.46	273	3				8.29			3.89			1.80				
		育成複層林	(40.49)																	
			総数	40.49	7		29.16			2.20										
			針	38.13	7		29.16			2.20										
			広	2.36																
	天然林	育成単層林	総数	32,767.86	6,001	55	22.45			1.68			6.03			7.76				
			針	2,336.21	412	3				1.38			6.03							
			広	30,431.65	5,589	51	22.45			0.30						7.76				
		育成複層林	総数	235.51	46	1														
			針	216.73	40	1														
			広	18.78	6															
		天然生林	総数	700.09	187	4				1.38										
			針	69.58	27					1.38										
			広	630.51	160	3														
竹林				4.20																
無立木地				4,267.13																

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積: ha, 材積: 立木は千m³ 立竹は千束, 成長量: 千m³

区分			5齢級			6齢級			7齢級			8齢級			9齢級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			71.42	8	1	103.13	13	1	277.20	47	2	648.08	135	4	1,618.07	385	8		
立木地	人工林	総数	71.42	8	1	103.13	13	1	277.20	47	2	648.08	135	4	1,618.07	385	8		
			針	60.72	7		71.78	9		210.99	39	1	585.63	126	3	1,565.15	366	8	
			広	10.70	1		31.35	4		66.21	8		62.45	10		52.92	19	1	
		育成	総数	62.15	7		66.95	8		218.45	40	1	545.28	120	3	1,576.55	374	8	
			針	58.69	7		50.37	7		201.23	38	1	537.60	118	3	1,563.22	366	8	
			広	3.46			16.58	1		17.22	2		7.68	2		13.33	9		
	天然林	育成	総数	58.03	7		61.94	7		218.45	40	1	545.28	120	3	1,576.55	374	8	
			針	56.93	7		45.36	6		201.23	38	1	537.60	118	3	1,563.22	366	8	
			広	1.10			16.58	1		17.22	2		7.68	2		13.33	9		
		育成				(0.64)													
			総数	4.12			5.01	1											
			針	1.76			5.01	1											
		天然生	広	2.36															
			総数	9.27	1		36.18	5		58.75	7		102.80	15	1	41.52	10		
			針	2.03			21.41	2		9.76	1		48.03	8		1.93			
			広	7.24	1		14.77	3		48.99	6		54.77	7		39.59	10		
			育成	2.00			21.41	3		9.76	2		43.43	8		1.93			
			針	2.00			21.41	2		9.76	1		43.43	7		1.93			
		育成	広					1								5.91	1		
			総数														5.91	1	
			針																
		天然生	広														5.91	1	
			竹林																
			無立木地																

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積 : ha, 材積 : 立木は千m³ 立竹は千束, 成長量 : 千m³

区分			10歳級			11歳級			12歳級			13歳級			14歳級				
			面積	材積	成長量														
総数			2,385.91	595	10	3,182.09	771	11	3,807.02	846	11	3,286.95	763	10	2,752.43	758	9		
立木地	人工林	総数	2,385.91	595	10	3,182.09	771	11	3,807.02	846	11	3,286.95	763	10	2,752.43	758	9		
			針	2,281.66	568	9	2,985.39	702	9	3,325.29	688	8	2,734.88	557	5	2,071.12	479	4	
			広	104.25	27		196.70	69	2	481.73	157	3	552.07	206	4	681.31	279	5	
		総数	2,294.38	581	9	2,924.03	717	9	3,285.64	720	8	2,712.10	590	6	2,046.43	494	4		
			針	2,229.96	559	9	2,908.60	684	9	3,256.92	668	7	2,668.97	539	5	2,018.48	466	4	
			広	64.42	23		15.43	33		28.72	52	1	43.13	51		27.95	28		
	育成複層林	育成単層林	総数	2,294.38	580	9	2,924.03	714	9	3,285.64	720	8	2,712.10	590	6	2,046.43	494	4	
			針	2,229.96	557	9	2,908.60	682	9	3,256.92	668	7	2,668.97	539	5	2,018.48	466	4	
			広	64.42	23		15.43	33		28.72	52	1	43.13	51		27.95	28		
		育成複層林	(6.90)				(22.26)												
			総数		1			3											
			針		1			3											
	天然林	総数	91.53	14		258.06	54	1	521.38	126	3	574.85	173	4	706.00	265	5		
			針	51.70	10		76.79	18		68.37	21		65.91	18		52.64	13		
			広	39.83	4		181.27	36	1	453.01	106	3	508.94	155	4	653.36	251	5	
		育成単層林	総数	48.71	9		49.39	10		20.51	4		26.75	6		3.47	1		
			針	48.71	9		49.39	10		17.60	3		16.26	4		1.74			
			広							2.91	1		10.49	2		1.73			
		育成複層林	総数	12.70	1		60.97	30	1	136.93	61	2	67.60	21		16.82	4		
			針	1.62			16.41	6		24.48	13		11.16	4		0.21			
			広	11.08	1		44.56	25	1	112.45	49	1	56.44	17		16.61	4		
	天然生林	竹林	総数	30.12	3		147.70	14		363.94	61	2	480.50	146	3	685.71	260	5	
			針	1.37			10.99	2		26.29	5		38.49	10		50.69	13		
			広	28.75	3		136.71	12		337.65	56	2	442.01	135	3	635.02	247	5	
竹林																			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積 : ha, 材積 : 立木は千m³ 立竹は千束, 成長量 : 千m³

区分			15歳級			16歳級			17歳級			18歳級			19歳級				
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量		
総数			2,187.82	655	10	1,541.00	392	6	902.13	211	3	844.20	171	2	1,112.70	224	2		
立木地	人工林	総数	2,187.82	655	10	1,541.00	392	6	902.13	211	3	844.20	171	2	1,112.70	224	2		
			針	661.05	182	1	184.81	47		168.74	33		263.89	59		174.57	38		
			広	1,526.77	473	8	1,356.19	345	6	733.39	178	2	580.31	112	1	938.13	186	2	
			総数	590.67	172	1	62.33	18		116.49	26		208.69	54		120.16	31		
		総数	針	564.14	157	1	59.11	16		107.40	17		178.17	40		119.37	25		
			広	26.53	15		3.22	2		9.09	9		30.52	14		0.79	7		
			総数	590.67	172	1	62.33	17		116.49	26		208.69	53		120.16	31		
		育成	針	564.14	157	1	59.11	15		107.40	17		178.17	39		119.37	25		
			広	26.53	15		3.22	2		9.09	9		30.52	14		0.79	7		
			(0.03)				(5.80)						(4.86)						
		育成	総数					1						1					
			針					1						1					
			広																
			総数																
	天然林	総数	1,597.15	483	9	1,478.67	374	6	785.64	185	3	635.51	117	1	992.54	193	2		
			針	96.91	25		125.70	31		61.34	16		85.72	19		55.20	13		
			広	1,500.24	458	8	1,352.97	343	6	724.30	169	2	549.79	98	1	937.34	180	2	
		育成	総数	4.26	1								2.56	1					
			針	2.56									1.41	1					
			広	1.70									1.15						
		育成	総数	8.39	2		16.30	2		60.98	16		71.14	10		47.73	7		
			針	0.84			0.61			5.78	2		1.17			3.04	1		
			広	7.55	2		15.69	2		55.20	13		69.97	9		44.69	6		
		天然生	総数	1,584.50	480	9	1,462.37	372	6	724.66	169	2	561.81	107	1	944.81	186	2	
			針	93.51	24		125.09	31		55.56	14		83.14	18		52.16	12		
			広	1,490.99	456	8	1,337.28	341	6	669.10	156	2	478.67	89	1	892.65	173	2	
竹林																			
無立木地																			

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束, 成長量：千m³

区分			20歳級			21歳級以上			
			面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数			1,033.02	203	2	24,257.44	3,874	17	
立木地	人工林	総数	1,033.02	203	2	24,257.44	3,874	17	
		針	140.07	28		1,812.89	261	1	
		広	892.95	175	1	22,444.55	3,614	16	
		総数	100.04	24		350.33	76		
		針	98.95	19		348.65	54		
	天然林	広	1.09	5		1.68	22		
		総数	100.04	24		350.33	76		
		針	98.95	19		348.65	54		
		広	1.09	5		1.68	22		
		育成複層林							
竹林									
無立木地									

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

注3 () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

区分		立木地										無立木地等				面積:ha, 材積:m ³ , 成長量:m ³ /年 計
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
制限林	面積	針	16,683.86	36.45	16,720.31	212.59	69.04	2,033.13	2,314.76		19,035.07					
		広	252.10	2.36	254.46	18.78	628.96	29,583.50	30,231.24		30,485.70					
		計	16,935.96	38.81	16,974.77	231.37	698.00	31,616.63	32,546.00	4.20	49,520.77	41.46		3,861.49	3,902.95	53,423.72
	材積	針	3,580,276	5,953	3,586,229	39,750	26,536	341,724	408,010		3,994,239					3,994,239
		広	253,480	431	253,911	5,973	159,516	5,390,452	5,555,941		5,809,852					5,809,852
		計	3,833,756	6,384	3,840,140	45,723	186,052	5,732,176	5,963,951		9,804,091					9,804,091
	成長量	針	47,226.4	106.3	47,332.7	691.2	292.1	2,380.6	3,363.9		50,696.6					50,696.6
		広	2,352.8	9.9	2,362.7	210.2	3,256.4	47,247.0	50,713.6		53,076.3					53,076.3
		計	49,579.2	116.2	49,695.4	901.4	3,548.5	49,627.6	54,077.5		103,772.9					103,772.9
普通林	面積	針	1,054.08	1.68	1,055.76	4.14	0.54	16.77	21.45		1,077.21					
		広	70.36		70.36		1.55	198.86	200.41		270.77					
		計	1,124.44	1.68	1,126.12	4.14	2.09	215.63	221.86		1,347.98	82.06			282.12	364.18
	材積	針	201,663	580	202,243	562	88	2,949	3,599		205,842					
		広	19,465		19,465		591	32,548	33,139		52,604					52,604
		計	221,128	580	221,708	562	679	35,497	36,738		258,446					258,446
	成長量	針	3,385.1	15.6	3,400.7	8.3	1.3	20.5	30.1		3,430.8					3,430.8
		広	225.6		225.6		19.0	464.6	483.6		709.2					709.2
		計	3,610.7	15.6	3,626.3	8.3	20.3	485.1	513.7		4,140.0					4,140.0
計	面積	針	17,737.94	38.13	17,776.07	216.73	69.58	2,049.90	2,336.21		20,112.28					
		広	322.46	2.36	324.82	18.78	630.51	29,782.36	30,431.65		30,756.47					
		計	18,060.40	40.49	18,100.89	235.51	700.09	31,832.26	32,767.86	4.20	50,868.75	123.52			4,143.61	4,267.13
	材積	針	3,781,939	6,533	3,788,472	40,312	26,624	344,673	411,609		4,200,081					
		広	272,945	431	273,376	5,973	160,107	5,423,000	5,589,080		5,862,456					5,862,456
		計	4,054,884	6,964	4,061,848	46,285	186,731	5,767,673	6,000,689		10,062,537					10,062,537
	成長量	針	50,611.5	121.9	50,733.4	699.5	293.4	2,401.1	3,394.0		54,127.4					54,127.4
		広	2,578.4	9.9	2,588.3	210.2	3,275.4	47,711.6	51,197.2		53,785.5					53,785.5
		計	53,189.9	131.8	53,321.7	909.7	3,568.8	50,112.7	54,591.2		107,912.9					107,912.9

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積:ha、材積:m³、成長量:m³/年)

市町村	区分	立木地										無立木地等					計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地	計			
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
仙台市	面積	針	5,118.03	13.89	5,131.92	43.72	25.65	592.12	661.49		5,793.41							
		広	78.92	2.36	81.28	6.19	307.50	12,299.50	12,613.19		12,694.47							
		計	5,196.95	16.25	5,213.20	49.91	333.15	12,891.62	13,274.68		18,487.88	27.51			1,030.21	1,057.72	19,545.60	
	材積	針	1,187,687	3,419	1,191,106	8,009	13,274	133,602	154,885		1,345,991						1,345,991	
		広	81,258	136	81,394	1,802	81,944	2,398,919	2,482,665		2,564,059						2,564,059	
		計	1,268,945	3,555	1,272,500	9,811	95,218	2,532,521	2,637,550		3,910,050						3,910,050	
	成長量	針	16,495.3	63.7	16,559.0	110.6	144.6	1,058.1	1,313.3		17,872.3						17,872.3	
		広	685.7	6.8	692.5	41.5	1,452.4	15,848.9	17,342.8		18,035.3						18,035.3	
		計	17,181.0	70.5	17,251.5	152.1	1,597.0	16,907.0	18,656.1		35,907.6						35,907.6	
白石市	面積	針	2,100.99		2,100.99	22.23	2.85	83.74	108.82		2,209.81							
		広	45.72		45.72		15.76	1,684.05	1,699.81		1,745.53							
		計	2,146.71		2,146.71	22.23	18.61	1,767.79	1,808.63		3,955.34	4.30				216.12	220.42	4,175.76
	材積	針	420,785		420,785	4,036	1,281	15,741	21,058		441,843						441,843	
		広	36,276		36,276	296	7,132	304,574	312,002		348,278						348,278	
		計	457,061		457,061	4,332	8,413	320,315	333,060		790,121						790,121	
	成長量	針	5,226.7		5,226.7	69.5	16.0	110.3	195.8		5,422.5						5,422.5	
		広	378.8		378.8	25.5	201.1	3,990.4	4,217.0		4,595.8						4,595.8	
		計	5,605.5		5,605.5	95.0	217.1	4,100.7	4,412.8		10,018.3						10,018.3	
名取市	面積	針	10.26		10.26			6.87	6.87		17.13							
		広	0.97		0.97						0.97							
		計	11.23		11.23			6.87	6.87		18.10					18.92	18.92	37.02
	材積	針	277		277			621	621		898							898
		広	16		16						16							16
		計	293		293			621	621		914							914
	成長量	針	45.5		45.5			3.2	3.2		48.7							48.7
		広	2.4		2.4						2.4							2.4
		計	47.9		47.9			3.2	3.2		51.1							51.1
角田市	面積	針						4.96	4.96		4.96							
		広						6.71	6.71		6.71							
		計						11.67	11.67		11.67					0.27	0.27	11.94
	材積	針						1,749	1,749		1,749							1,749
		広						2,237	2,237		2,237							2,237
		計						3,986	3,986		3,986							3,986
	成長量	針						8.4	8.4		8.4							8.4
		広						8.9	8.9		8.9							8.9
		計						17.3	17.3		17.3							17.3
岩沼市	面積	針	66.14		66.14			18.86	18.86		85.00							
		広						0.14	0.14		0.14							
		計	66.14		66.14			19.00	19.00		85.14					29.78	29.78	114.92
	材積	針	524		524			1,488	1,488		2,012							2,012
		広						12	12		12							12
		計	524		524			1,500	1,500		2,024							2,024
	成長量	針	5.6		5.6			12.1	12.1		17.7							17.7
		広						0.2	0.2		0.2							0.2
		計	5.6		5.6			12.3	12.3		17.9							17.9

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村	区分	立木地								無立木地等					計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		
		育成单層林	育成複層林	計	育成单層林	育成複層林	天然生林	計								
藏王町	面積	針 733.24		733.24	2.45	3.54	581.61	587.60		1,320.84						
	広	20.93		20.93		10.13	1,975.34	1,985.47		2,006.40						
	計	754.17		754.17	2.45	13.67	2,556.95	2,573.07		3,327.24			895.43	895.43	4,222.67	
	材積	針 129,942		129,942	384	545	66,778	67,707		197,649					197,649	
	広	11,952		11,952		1,254	280,829	282,083		294,035					294,035	
	計	141,894		141,894	384	1,799	347,607	349,790		491,684					491,684	
七ヶ宿町	成長量	針 1,567.0		1,567.0	9.9	2.2	345.3	357.4		1,924.4					1,924.4	
	広	98.7		98.7		17.5	2,500.4	2,517.9		2,616.6					2,616.6	
	計	1,665.7		1,665.7	9.9	19.7	2,845.7	2,875.3		4,541.0					4,541.0	
	面積	針 6,127.16	22.04	6,149.20	70.89	16.51	493.85	581.25		6,730.45						
	広	73.81		73.81		235.54	7,303.84	7,539.38		7,613.19						
	計	6,200.97	22.04	6,223.01	70.89	252.05	7,797.69	8,120.63		14,343.64	34.37		930.12	964.49	15,308.13	
村田町	材積	針 1,271,582	2,977	1,274,559	13,859	4,649	68,774	87,282		1,361,841					1,361,841	
	広	74,576	295	74,871		44,100	1,264,674	1,308,774		1,383,645					1,383,645	
	計	1,346,158	3,272	1,349,430	13,859	48,749	1,333,448	1,396,056		2,745,486					2,745,486	
	成長量	針 16,706.7	54.5	16,761.2	266.1	53.1	487.5	806.7		17,567.9					17,567.9	
	広	766.3	3.1	769.4		885.9	13,654.0	14,539.9		15,309.3					15,309.3	
	計	17,473.0	57.6	17,530.6	266.1	939.0	14,141.5	15,346.6		32,877.2					32,877.2	
川崎町	面積	針 108.56		108.56	3.88	0.44	114.81	119.13		227.69						
	広						166.87	166.87		166.87						
	計	108.56		108.56	3.88	0.44	281.68	286.00		394.56			11.20	11.20	405.76	
	材積	針 30,069		30,069	796	153	27,326	28,275		58,344					58,344	
	広	72		72		8	35,165	35,173		35,245					35,245	
	計	30,141		30,141	796	161	62,491	63,448		93,589					93,589	
丸森町	成長量	針 406.6		406.6	11.1	0.8	136.7	148.6		555.2					555.2	
	広	0.4		0.4		0.1	165.6	165.7		166.1					166.1	
	計	407.0		407.0	11.1	0.9	302.3	314.3		721.3					721.3	
	面積	針 1,862.40		1,862.40	12.86	14.34	90.01	117.21		1,979.61						
	広	48.62		48.62	0.48	34.51	5,915.71	5,950.70		5,999.32						
	計	1,911.02		1,911.02	13.34	48.85	6,005.72	6,067.91		7,978.93	10.31		874.80	885.11	8,864.04	
丸森町	材積	針 375,157		375,157	1,196	5,592	18,652	25,440		400,597					400,597	
	広	56,175		56,175	1,545	18,316	1,071,854	1,091,715		1,147,890					1,147,890	
	計	431,332		431,332	2,741	23,908	1,090,506	1,117,155		1,548,487					1,548,487	
	成長量	針 4,643.3		4,643.3	31.1	65.7	151.4	248.2		4,891.5					4,891.5	
	広	538.9		538.9	91.8	541.3	10,035.4	10,668.5		11,207.4					11,207.4	
	計	5,182.2		5,182.2	122.9	607.0	10,186.8	10,916.7		16,098.9					16,098.9	
丸森町	面積	針 1,554.64		1,554.64	60.70	3.83	54.33	118.86		1,673.50						
	広	53.49		53.49	12.11	27.07	430.11	469.29		522.78						
	計	1,608.13		1,608.13	72.81	30.90	484.44	588.15	4.20	2,196.28	47.03		114.38	161.41	2,357.69	
	材積	針 365,784		365,784	12,032	975	9,146	22,153		387,937					387,937	
	広	12,620		12,620	2,330	7,353	64,728	74,411		87,031					87,031	
	計	378,404		378,404	14,362	8,328	73,874	96,564		474,968					474,968	
丸森町	成長量	針 5,513.4		5,513.4	201.2	10.2	84.2	295.6		5,809.0					5,809.0	
	広	107.2		107.2	51.4	177.1	1,507.8	1,736.3		1,843.5					1,843.5	
	計	5,620.6		5,620.6	252.6	187.3	1,592.0	2,031.9		7,652.5					7,652.5	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

市町村	区分	立木地								無立木地等					計	
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地	林地以外の土地		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計								
亘理町	面積	針 5.62		5.62			8.74	8.74		14.36						
	面積	広					0.09	0.09		0.09						
	面積	計 5.62		5.62			8.83	8.83		14.45				3.37	3.37 17.82	
	材積	針 796					796	796		796					796	
	材積	広					8	8		8					8	
	成長量	計 804		804			804	804		804					804	
山元町	面積	針 50.90		50.90			3.9	3.9		3.9					3.9	
	面積	広					3.9	3.9		3.9						
	面積	計 50.90		50.90						50.90				18.74	18.74 69.64	
	材積	針 132		132							132					132
	材積	広														
	成長量	計 132		132							132					132
七ヶ浜町	面積	針 1.4		1.4							1.4					1.4
	面積	広														
	面積	計 1.4		1.4							1.4					1.4
	材積	針 2.20		2.20			2.42			2.42						
	材積	広														
	成長量	計 2.20		2.20			2.42			2.42				0.27	0.27 4.89	
森林計画計	面積	針 137		137			155			155						
	面積	広									292					
	面積	計 137		137			155			155						
	材積	針 3.7		3.7			0.8			0.8						
	材積	広														
	成長量	計 3.7		3.7			0.8			0.8						
	面積	針 17,737.94		38.13		17,776.07	216.73	69.58	2,049.90	2,336.21		20,112.28				
	面積	広 322.46		2.36		324.82	18.78	630.51	29,782.36	30,431.65		30,756.47				
	面積	計 18,060.40		40.49		18,100.89	235.51	700.09	31,832.26	32,767.86	4.20	50,868.75	123.52		4,143.61	4,267.13 55,135.88
	材積	針 3,781.939		6,533		3,788.472	40,312	26,624	344,673	411,609		4,200,081				4,200,081
	材積	広 272,945		431		273,376	5,973	160,107	5,423,000	5,589,080		5,862,456				5,862,456
	成長量	計 4,054,884		6,964		4,061,848	46,285	186,731	5,767,673	6,000,689		10,062,537				10,062,537
	面積	針 50,611.5		121.9		50,733.4	699.5	293.4	2,401.1	3,394.0		54,127.4				54,127.4
	面積	広 2,578.4		9.9		2,588.3	210.2	3,275.4	47,711.6	51,197.2		53,785.5				53,785.5
	成長量	計 53,189.9		131.8		53,321.7	909.7	3,568.8	50,112.7	54,591.2		107,912.9				107,912.9

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

(4) 制限林の種類別面積

面積 : ha

区分	市町村						
	仙台市	白石市	名取市	角田市	岩沼市	蔵王町	七ヶ宿町
保 安 林	水源かん養保安林	17,742.21	1,739.84			791.54	11,386.96
	土砂流出防備保安林		465.10			2,589.73	3,208.59
	土砂崩壊防備保安林	63.90					21.46
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林	171.27		36.40		108.46	
	干害防備保安林						89.12
	防雪保安林						
	防霧保安林						
林	なだれ防止保安林	56.59					
	落石防止保安林						
	防火保安林						
	魚つき保安林						
	航行目標保安林						
	保健保安林	(146.54)	321.63			(1,738.60)	(740.76)
	風致保安林				10.74		
	計	(146.54)	18,355.60	2,204.94	36.40	10.74	108.46 (1,738.60) 3,381.27 (740.76) 14,706.13
	保安施設地区						
	砂防指定地		0.19				(2.80) 1.98 (0.45) 3.01
国 立 公 園	特別保護地区						
	第一種特別地域						
	第二種特別地域						
	第三種特別地域						
	地種区分未定地域						
国 定 公 園	計						
	特別保護地区		(102.06)				
	第一種特別地域	(646.54)	2.27	(362.80)	7.84		
	第二種特別地域	(1,342.08)	0.40	170.69			
	第三種特別地域	(505.24)	27.95	(0.24)	1,478.62		
都 道 府 県 立 公 園	地種区分未定地域						
	計	(2,493.86)	30.62	(465.10)	1,657.15		
	第一種特別地域	(1,926.43)	5.09				
	第二種特別地域	(2,941.29)	31.46				
	第三種特別地域	(6,873.77)	261.22				
自 然 公 園	地種区分未定地域						
	計	(11,741.49)	297.77				
	原生自然環境保全地域						
	自然環境保全地域特別地区						
	都道府県自然環境保全地域特別地区				(10.74)	1.20	
都 道 府 県	鳥獣保護区特別保護地区	(87.54)	37.20	(102.06)			
	緑地保全地区						
	風致地区						
	特別母樹林						
	史跡名勝天然記念物	(123.91)					
その他の 合計	種の保存法による管理地区						
	その他	(863.58)	541.85		36.40	(10.74) 11.94	108.46 (6,116.44) 4,158.55 (4,820.15) 14,772.23

注 () は、重複する制限林を表す。

(面積 : ha)

区分	市町村							合計	
	村田町	川崎町	丸森町	亘理町	山元町	七ヶ浜町			
保 安 林	水源かん養保安林	378.36	8,517.38	1,914.33				42,470.62	
	土砂流出防備保安林		182.94					6,446.36	
	土砂崩壊防備保安林			9.86				95.22	
	飛砂防備保安林								
	防風保安林								
	水害防備保安林								
	潮害防備保安林				17.73	67.75	4.64	406.25	
	干害防備保安林			44.56				133.68	
	防雪保安林								
	防霧保安林								
林	なだれ防止保安林							56.59	
	落石防止保安林								
	防火保安林								
	魚つき保安林								
	航行目標保安林								
	保健保安林						(2,625.90)	321.63	
保安施設地区	風致保安林							10.74	
	計	378.36	8,700.32	1,968.75	17.73	67.75	4.64	(2,625.90) 49,941.09	
砂防指定地	(3.84)	(7.48)	5.43	(0.71)	17.20			(15.28) 27.81	
国 立 公 園	特別保護地区								
	第一種特別地域								
	第二種特別地域								
	第三種特別地域								
	地種区分未定地域								
	計								
国 定 公 園	特別保護地区		(632.43)	0.08				(2,692.59) 11.16	
	第一種特別地域		(769.39)	4.61				(3,084.47) 67.06	
	第二種特別地域		(2,524.70)	6.07				(4,827.64) 445.00	
	第三種特別地域		(1,343.61)	5.07				(4,135.02) 2,018.77	
	地種区分未定地域								
	計		(5,270.13)	15.83				(14,739.72) 2,541.99	
都 道 府 県 國 立	第一種特別地域			(41.36)	1.42			(1,967.79) 6.51	
	第二種特別地域			(28.05)	2.23			(2,969.34) 33.69	
	第三種特別地域			(154.15)	35.11			(7,027.92) 296.33	
	地種区分未定地域								
	計			(223.56)	38.76			(11,965.05) 336.53	
	原生自然環境保全地域								
自然環境保全地域特別地区									
	都道府県自然環境保全地域特別地区							(10.74) 1.20	
鳥獣保護区特別保護地区									
	(61.13)		(514.05)					(2,708.13) 37.20	
緑地保全地区									
風致地区									
特別母樹林									
史跡名勝天然記念物									
種の保存法による管理地区									
その他								(863.58) 541.85	
合計	(64.97)	378.36	(5,791.66)	8,721.58	(224.27)	2,024.71	17.73	67.75	(4.64) 4.89 (33,056.95) 53,427.92

注 () は、重複する制限林を表す。

(5) 樹種別材積表

単位 材積 : 千m³

樹種 林種	スギ	ヒバ	カラマツ	アカマツ	その他 針葉樹	ブナ	ナラ類	その他 広葉樹
総 数	1,684	43	884	1,317	272	2,495	326	3,042
人工林	1,653	0	870	1,132	134	2	2	269
天然林	31	43	14	185	138	2,493	324	2,773

(6) 荒廃地の面積

単位 面積 : ha

区分	荒廃地
総 数	7.34
仙 台 市	5.28
白 石 市	0.41
七 ケ 宿 町	0.27
村 田 町	0.30
川 崎 町	0.90
丸 森 町	0.18

(7) 森林の被害

単位 面積 : ha

区分	風水害				病虫害				雪害				獣類害			
	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6	3	4	5	6
仙台市	—	—	—	—	16	10	14	14	—	—	—	—	—	—	—	—
塩竈市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
白石市	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—
名取市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
角田市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
多賀城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩沼市	—	—	—	—	4	0	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
蔵王町	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ宿町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—
大河原町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
村田町	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
柴田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
川崎町	0	—	—	—	2	1	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
丸森町	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
亘理町	—	—	—	—	3	0	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山元町	—	—	—	—	—	0	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—
松島町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七ヶ浜町	—	—	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
利府町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資料 「東北森林管理局事業統計書」による。

注 「—」は被害なし、「0」は被害が 0.5ha 未満。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
森 林 組 合	森 総 数	6組合	6,331	45	355,207	48,708	
	仙 台 市	宮城中央	1,473	14	84,130	10,265	
	塩 竈 市						
	名 取 市						
	多 賀 城 市						
	岩 沼 市						
	亘 理 町						
	山 元 町						
	松 島 町						
	七ヶ浜町						
利 府 町	白 石 市	白石藏王	1,218	7	42,391	11,475	
	藏 王 町						
	七ヶ宿町	七ヶ宿町	265	4	32,603	3,823	
	角 田 市	仙南中央	1,531	8	61,369	7,139	
	大 河 原 町						
	村 田 町						
	柴 田 町						
	川 崎 町	川崎町	846	6	46,161	7,699	
	丸 森 町	丸森町	998	6	88,553	8,307	

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別		組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
生産森林組合	総数	19 組合	2, 169	—	237, 229	3, 097	
	仙台市	福岡共栄	178	—	89	107	
		小角愛交	50	—	1, 154	25	
		福岡金畑共有山	68	—	8, 460	45	
	名取市	愛島笠島	188	—	13, 650	246	
	白石市	中斎川	29	—	13, 769	51	
		越河	56	—	13, 224	152	
	角田市	島田	130	—	3, 770	246	
		角田市坂津田	89	—	534	129	
		角田市大谷	15	—	480	55	
		下高倉	27	—	3, 726	34	
	蔵王町	円田	415	—	21, 165	1, 311	
		七日原	14	—	2, 800	22	
	村田町	足立	231	—	2, 310	244	
		菅生	139	—	129, 969	84	
		沼辺	316	—	3, 160	55	
	柴田町	富沢	36	—	388	9	
		上川名	23	—	1, 051	14	
	利府町	利府町森郷	38	—	8, 640	134	
		森郷共栄	127	—	8, 890	134	

資料 令和5事業年度「宮城県森林組合統計」（宮城県水産林政部水産林政総務課）

イ 事業内容及び活動状況等

単位：千円

森林組合名	指導事業	販売事業	林産事業	加工事業	購買事業
総 数	5, 215	110, 223	358, 215	20, 809	43, 433
宮城中央	910	22, 786	96, 369	20, 809	8, 499
白石蔵王	2, 993	26, 093	47, 579	—	1, 938
七ヶ宿町	—	24, 004	—	—	1, 171
仙南中央	—	31, 207	49, 766	—	7, 003
川崎町	1, 312	4, 719	39, 976	—	8, 057
丸森町	—	1, 414	124, 525	—	16, 765

森林組合名	養苗	森林造成事業	利用・福利厚生事業	金融事業	合計
総 数	—	538, 997	832, 289	—	1, 909, 181
宮城中央	—	67, 118	548, 867	—	765, 358
白石蔵王	—	96, 612	28, 745	—	203, 960
七ヶ宿町	—	74, 393	—	—	99, 568
仙南中央	—	171, 248	14, 088	—	273, 312
川崎町	—	30, 936	152, 295	—	237, 295
丸森町	—	98, 690	88, 294	—	329, 688

資料 令和5事業年度「宮城県森林組合統計」（宮城県水産林政部水産林政総務課）

注 「—」は該当なし。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分	林業経営体	木材卸売業	木材・木製品 製造業
総 数	145	2	52
仙 台 市	23	1	10
塩 竈 市	1	—	2
白 石 市	19	—	5
名 取 市	11	—	4
角 田 市	20	1	3
多 賀 城 市	—	—	1
岩 沼 市	1	—	3
蔵 王 町	7	—	1
七ヶ宿町	16	—	2
大河原町	2	—	—
村 田 町	10	—	2
柴 田 町	3	—	3
川 崎 町	12	—	2
丸 森 町	18	—	5
亘 理 町	—	—	5
山 元 町	1	—	—
松 島 町	—	—	1
七ヶ浜町	—	—	—
利 府 町	1	—	3

資料 林業経営体は「2020年農林業センサス」（農林水産省）による。

木材卸売業は「令和4年宮城県の木材需給とその動向」（宮城県水産林政部林業振興課）による。

木材・木製品製造業及びその他は「令和3年経済センサス」（総務省統計局）による。

注 「—」は該当なし。

(3) 林業労働力の概況

単位 人、%

区分	就業者数(15歳以上)		
	総数	うち林業	割合
总数	743,862	539	0.07
仙台市	502,190	188	0.04
塩竈市	23,351	7	0.03
白石市	15,899	55	0.35
名取市	36,275	12	0.03
角田市	13,381	32	0.24
多賀城市	28,387	9	0.03
岩沼市	20,205	5	0.02
蔵王町	5,737	18	0.31
七ヶ宿町	613	26	4.24
大河原町	11,052	24	0.22
村田町	5,234	19	0.36
柴田町	18,135	22	0.12
川崎町	4,393	60	1.37
丸森町	5,734	38	0.66
亘理町	15,987	7	0.04
山元町	5,531	5	0.09
松島町	6,182	9	0.15
七ヶ浜町	8,608	0	0.00
利府町	16,968	3	0.02

資料 総務省統計局「令和2年国勢調査」による。

注 総数には「分類不能の産業」を含む。

(4) 林業機械化の概況（高性能林業機械）

単位 台

機械種名	総 数	備 考
フェラーバンチャ	—	立木を伐倒する自走式機械
スキッダ	—	牽引式集材専用トラクタ
プロセッサ	13	枝払・玉切する自走式機械
ハーベスタ	3	伐倒・枝払・玉切する自走式機械
フォワーダ	20	積載式集材専用トラクタ
タワーヤーダ	1	元柱を具備した自走式集材機
スイングヤーダ	—	簡易索張式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備
グラップルバケット	30	巻き立て・玉切り機械

資料 「令和5年度林業機械保有状況調査」（宮城県水産林政部林業振興課）

注 「—」は該当なし。

4 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

単位 材積 : 千m³ 実行歩合 : %

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	365	258	71	200	122	61	165	136	82
針葉樹	335	224	67	175	106	61	160	118	74
広葉樹	30	34	113	25	16	64	5	18	360

(2) 間伐面積

単位 面積 : ha 実行歩合 : %

計 画	実 行	実行歩合
2,247	1,431	64

(3) 人工造林・天然更新別の面積

単位 面積 : ha 実行歩合 : %

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
556	267	48	526	248	47	30	19	63

注 「-」は該当なし。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位 延長 : km 実行歩合 : %

開 設			拡 張		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
13.3	5.7	43	0.4	0.6	152

注 「-」は該当なし、「0」は0.5km未満。

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種類	指定			解除		
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
総数	9	—	—	1	1	151
水源涵養	—	—	—	1	1	151
災害防備	9	—	—	—	—	—
保健、風致の保存等	—	—	—	—	—	—

注 「—」は該当なし、「0」は0.5ha未満。

イ 保安施設地区の指定

該当なし。

ウ 保安施設事業

単位 地区数

計画	実行
41	18

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外へ異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅、別荘、工場 等建物敷地及び その附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	167.58	167.58

注 「—」は該当なし。

(2) 森林以外より森林へ異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	0.31	0.31

注 「—」は該当なし。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 材積：千m³ 面積：ha

分 期			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
伐 採 立 木 材 積	總 數	總 数	375	345	283	294	311	336	335	335
		針葉樹	328	316	269	279	294	319	316	313
		廣葉樹	47	28	14	15	16	17	19	22
	主 伐	總 数	209	176	122	131	145	170	169	168
		針葉樹	169	154	108	116	129	153	150	146
		廣葉樹	41	22	14	15	16	17	19	22
	間 伐	總 数	166	169	161	163	165	166	166	167
		針葉樹	160	163	161	163	165	166	166	167
		廣葉樹	6	6	0	0	0	0	0	0
造林 面積	總 数	425	466	498	468	469	492	501	494	
	人工造林	305	248	181	140	130	144	145	132	
	天然更新	120	218	316	329	339	348	356	362	

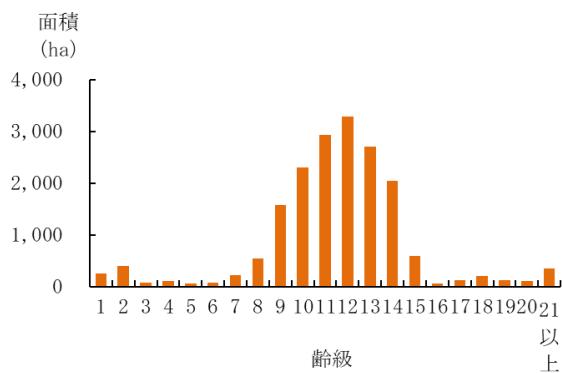
注1 分期とは5年を一括りとする単位。第I分期は令和8年から令和12年までとなる。

2 単位未満を四捨五入するため、内訳の合計と総数は必ずしも合致しない。

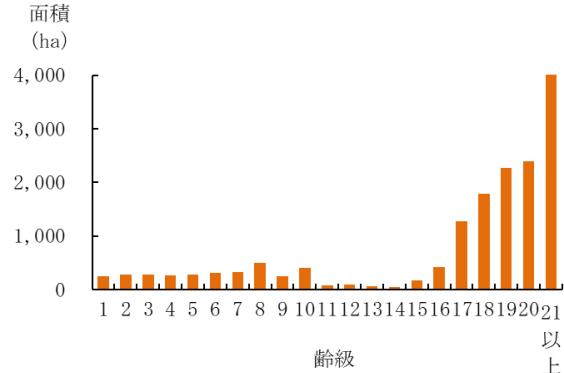
(2) 分期別期首資源表

区分		面積												面積 : ha、材積 : km ³		
		総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上			
I 分期	人工林	総数	50,872.95	660.58	181.88	170.31	929.48	4,007.43	7,000.24	6,039.38	3,731.74	1,748.76	2,145.72	24,257.44	10,063	
		総数	18,100.89	636.45	168.09	124.86	763.73	3,874.38	6,220.80	4,758.53	655.92	327.61	220.20	350.33	4,062	
		育成単層林	18,060.40	620.77	168.09	119.97	763.73	3,870.93	6,209.67	4,758.53	653.00	325.18	220.20	350.33	4,055	
		育成複層林	40.49	15.68	0.00	4.89	0.00	3.45	11.13	0.00	2.92	2.43	0.00	0.00	7	
	天然林	総数	32,772.06	24.13	13.79	45.45	165.75	133.05	779.44	1,280.85	3,075.82	1,421.15	1,925.52	23,907.11	6,001	
		育成単層林	235.51	0.00	0.00	23.41	53.19	50.64	69.90	30.22	4.26	2.56	1.33	0.00	46	
		育成複層林	700.09	1.38	0.00	0.00	0.00	18.61	197.90	84.42	24.69	132.12	47.73	193.24	187	
		天然生林	31,836.46	22.75	13.79	22.04	112.56	63.80	511.64	1,166.21	3,046.87	1,286.47	1,876.46	23,713.87	5,768	
II 分期	人工林	総数	50,704.45	751.19	469.07	177.57	503.20	2,270.35	5,513.73	6,913.25	4,684.38	2,408.27	1,841.72	25,171.74	10,887	
		総数	17,947.98	728.74	461.36	160.05	271.79	2,125.44	5,164.62	5,837.34	2,331.29	163.72	231.49	472.16	4,449	
		育成単層林	17,250.66	459.30	460.26	157.99	268.96	2,110.10	5,077.99	5,670.31	2,196.58	156.34	226.24	466.59	4,301	
		育成複層林	697.32	269.44	1.10	2.06	2.83	15.34	86.63	167.02	134.71	7.38	5.25	5.57	148	
	天然林	総数	32,756.47	22.45	7.71	17.52	231.41	144.91	349.11	1,075.91	2,353.09	2,244.55	1,610.23	24,699.58	6,438	
		育成単層林	148.16	0.00	0.00	2.00	19.75	35.13	63.25	18.97	7.73	0.00	0.00	1.33	29	
		育成複層林	635.08	0.00	1.38	0.00	36.26	5.91	73.67	190.70	51.18	77.28	118.87	79.82	177	
		天然生林	31,973.23	22.45	6.33	15.52	175.40	103.87	212.19	866.24	2,294.18	2,167.27	1,491.36	24,618.43	6,232	
III 分期	人工林	総数	50,666.91	812.68	660.58	181.88	353.17	1,065.60	3,925.25	6,691.95	5,753.31	3,565.52	1,622.22	26,034.76	10,994	
		総数	17,831.29	812.68	636.45	167.60	115.33	766.98	3,792.20	5,937.84	4,284.02	545.86	227.12	545.22	4,585	
		育成単層林	16,973.40	477.40	620.77	167.60	110.44	759.53	3,750.98	5,741.85	4,078.48	510.14	219.87	536.35	4,391	
		育成複層林	857.89	335.28	15.68	0.00	4.89	7.45	41.23	195.99	205.54	35.73	7.25	8.87	194	
	天然林	総数	32,835.62	0.00	24.13	14.28	237.84	298.62	133.05	754.11	1,469.29	3,019.66	1,395.10	25,489.54	6,409	
		育成単層林	148.16	0.00	0.00	0.00	18.82	36.13	22.23	43.63	21.76	4.26	0.00	1.33	29	
		育成複層林	819.29	0.00	1.38	0.00	45.30	90.66	18.61	189.02	196.65	24.69	132.12	120.87	225	
		天然生林	31,868.17	0.00	22.75	14.28	173.72	171.83	92.21	521.46	1,250.88	2,990.71	1,262.98	25,367.34	6,155	
IV 分期	人工林	総数	50,698.96	637.82	751.19	469.07	456.81	697.49	2,204.27	5,336.59	6,857.08	4,373.81	2,361.45	26,553.40	11,337	
		総数	17,699.65	637.82	728.74	461.36	162.64	273.69	2,059.36	4,991.33	5,526.73	2,052.13	150.91	654.96	4,723	
		育成単層林	16,684.02	478.39	459.30	460.26	160.58	270.86	2,028.41	4,853.21	5,299.46	1,895.10	142.13	636.33	4,471	
		育成複層林	1,015.63	159.43	269.44	1.10	2.06	2.83	30.95	138.12	227.27	157.03	8.78	18.63	252	
	天然林	総数	32,999.31	0.00	22.45	7.71	294.17	423.80	144.91	345.26	1,330.35	2,321.68	2,210.54	25,898.44	6,614	
		育成単層林	148.16	0.00	0.00	0.00	2.00	19.75	35.13	63.25	18.97	7.73	0.00	1.33	29	
		育成複層林	1,065.55	0.00	0.00	1.38	45.18	203.90	5.91	73.67	376.08	90.14	77.28	192.01	308	
		天然生林	31,785.60	0.00	22.45	6.33	246.99	200.15	103.87	208.34	935.30	2,223.81	2,133.26	25,705.10	6,277	
V 分期	人工林	総数	50,698.59	584.79	812.68	660.58	548.11	632.41	1,041.04	3,782.34	6,653.72	5,325.53	3,483.37	27,174.05	10,964	
		総数	17,449.70	584.79	812.68	636.45	171.36	117.92	742.42	3,650.38	5,631.93	3,874.59	506.60	720.61	4,833	
		育成単層林	16,281.29	429.19	477.40	620.77	171.36	113.03	729.21	3,576.45	5,375.98	3,627.82	464.13	695.96	4,517	
		育成複層林	1,168.41	155.59	335.28	15.68	0.00	4.89	13.21	73.92	255.96	246.77	42.48	24.65	316	
	天然林	総数	33,248.89	0.00	0.00	24.13	376.75	514.49	298.62	131.96	1,021.79	1,450.94	2,976.77	26,453.44	6,131	
		育成単層林	148.16	0.00	0.00	0.00	0.00	18.82	36.13	22.23	43.63	21.76	4.26	1.33	29	
		育成複層林	1,316.73	0.00	0.00	1.38	45.16	226.20	90.66	18.61	382.03	275.02	24.69	252.99	379	
		天然生林	31,784.00	0.00	0.00	22.75	331.59	269.47	171.83	91.12	596.13	1,154.16	2,947.82	26,199.12	5,723	
VI 分期	人工林	総数	50,699.10	540.60	637.82	751.19	889.10	823.04	686.28	2,121.91	5,349.53	6,315.32	4,181.33	28,403.00	11,466	
		総数	17,148.95	540.60	637.82	728.74	467.18	166.40	2,022.48	1,978.67	4,723.70	4,997.92	1,890.74	754.72	4,904	
		育成単層林	15,834.30	390.68	478.39	459.30	466.08	164.34	257.62	1,930.62	4,537.98	4,716.73	1,713.91	718.65	4,523	
		育成複層林	1,314.65	149.92	159.43	269.44	1.10	2.06	4.86	48.05	185.72	281.18	176.83	36.07	381	
	天然林	総数	33,550.15	0.00	0.00	22.45	421.92	656.64	423.80	143.24	625.83	1,317.40	2,290.59	27,648.28	6,562	
		育成単層林	148.16	0.00	0.00	0.00	0.00	2.00	19.75	35.13	63.25	18.97	7.73	1.33	29	
		育成複層林	1,542.79	0.00	0.00	0.00	46.56	225.85	203.90	5.91	271.70	458.22	90.14	240.51	422	
		天然生林	31,859.20	0.00	0.00	22.45	375.36	428.79	200.15	102.20	290.88	840.21	2,192.72	27,406.44	6,111	
VII 分期	人工林	総数	50,687.52	547.67	584.79	812.68	1,132.54	967.98	627.92	968.40	3,854.16	6,117.95	4,982.74	30,090.71	12,063	
		総数	16,788.94	547.67	584.79	812.68	644.79	177.02	113.43	674.05	3,429.61	5,105.55	3,549.93	1,149.44	4,927	
		育成単層林	15,334.44	404.21	429.19	477.40	629.11	177.01	107.99	654.40	3,324.70	4,795.57	3,266.32	1,068.55	4,478	
		育成複層林	1,454.50	143.46	155.59	335.28	15.68	0.01	5.44	19.65	104.91	309.99	283.61	80.89	449	
	天然林	総数	33,898.58	0.00	0.00	0.00	487.75	790.96	514.49	294.35	424.55	1,012.40	1,432.81	28,941.27	7,136	
		育成単層林	148.16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	43.63	21.76	5.59	29		
		育成複層林	1,794.89	0.00	0.00	0.00	47.46	225.84	226.20	90.66	222.91	466.19	275.02	240.61	463	
		天然生林	31,955.53	0.00	0.00	0.00	440.29	565.12	269.47	179.41	502.58	1,136.03	28,695.07	6,644		
VIII 分期	人工林	総数	50,696.69	557.25	547.67	584.79	812.68	1,242.06	1,361.01	817.06	651.61	2,250.00	4,881.32	5,866.30	31,891.69	12,917
		総数	16,434.87	557.25	540.60	637.82	738.98	475.47	160.42	236.43	1,801.34	4,259.54	4,561.70	2,465.35	4,941	
		育成単層林	14,846.33	419.87	390.68	478.39	469.54	474.36	157.57	229.41	1,736.96	4,030.28	4,232.61	2,226.67	4,423	
		育成複層林	1,588.54	137.38	149.92	159.43	269.44	1.11	2.85	7.02	64.38	229.26	329.09	238.68	518	

○ 第I分二期及び第IX分二期期首の人工林齡級別面積



第I分二期期首（令和8年）



第IX分二期期首（令和48年）

注 齢級は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1齢級」と数える。

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
30

(2) その他

ア 国有林の地域別の森林計画の沿革

樹立時期	区分	計画期間	
平成3年12月	一斉樹立	自 平成4年4月1日 至 平成12年3月31日	8年
平成6年12月	経常樹立	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成9年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成10年12月	一斉変更	自 平成7年4月1日 至 平成17年3月31日	10年
平成12年12月	経常樹立	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成13年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成15年12月	一斉変更	自 平成13年4月1日 至 平成23年3月31日	10年
平成17年12月	経常樹立	自 平成18年4月1日 至 平成28年3月31日	10年
平成22年12月	経常樹立	自 平成23年4月1日 至 令和3年3月31日	10年
平成23年12月	一斉変更	自 平成23年4月1日 至 令和3年3月31日	10年
平成27年12月	経常樹立	自 平成28年4月1日 至 令和8年3月31日	10年
平成28年12月	一斉変更	自 平成28年4月1日 至 令和8年3月31日	10年
平成30年12月	一斉変更	自 平成28年4月1日 至 令和8年3月31日	10年
令和2年12月	経常樹立	自 令和3年4月1日 至 令和13年3月31日	10年
令和3年12月	一斉変更	自 令和3年4月1日 至 令和13年3月31日	10年
令和7年12月	経常樹立	自 令和8年4月1日 至 令和18年3月31日	10年

イ 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間

職　名	氏　名	樹立に従事した期間
計画課長	魚住 悠哉	令和7年4月～令和7年12月
流域管理指導官	藤田 幸人	令和7年4月～令和7年12月
計画課長補佐	鈴木 重之	令和7年4月～令和7年12月
計画調整官	畠山 悟	令和7年4月～令和7年12月
経営計画官	渡部 真伍	令和7年4月～令和7年12月
経営計画官	松井 尊大	令和7年4月～令和7年12月